

令和5年度厚木市自治基本条例推進委員会第3回会議次第

日時 令和5年10月25日(水) 午後6時から
場所 厚木市役所本庁舎3階 特別会議室

1 開会

2 案件

(1) 令和4年度における厚木市自治基本条例の運用状況の点検について 【資料1～3】

(2) 厚木市市民参加条例に基づく令和5年度市民参加手続予定の報告について

【資料4、5】

3 その他

4 閉会

厚木市自治基本条例の運用状況点検の方針

1 点検方法

厚木市自治基本条例第15条から第37条までの規定に基づき、市長等（職員を含む。）が行うべき事項に対して、実際に取り組んだ事項（関連する事業等を含む。）をまとめた運用状況報告書を厚木市自治基本条例推進委員会に提出し、厚木市自治基本条例推進委員会は、次に記載した点検の視点に基づき、厚木市自治基本条例の条ごとに点検する。

2 点検の視点

条例が意図していることと、市が実際に取り組んだ事業に相違がないか点検します。

(例)

自治基本条例

(行政運営の基本事項)

第15条 市長等は、自治の基本原則に基づき、政策等の企画立案、実施、評価及び改善のサイクルを確立するとともに、各過程への市民の参加及び協働による行政運営を行うものとする。

2 ～以下略～

・自治基本条例第15条には「・・・協働による行政運営を行う」と記載がある。

・市は15条に則り、「市民協働提案事業」を実施した。

条文と市の実施事業を踏まえ、「条文が意図していること」と「市が実施した事業」の方向性があるかを委員の皆さまに点検していただきます。

市が実施した事業

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
1	1 2	市民協働事業提案制度	市民活動団体と市が共通する地域課題又は社会課題を解決するため、役割分担を決め、協定を締結し、共に事業を実施する制度を運用した。	実施件数 5件 ・厚木市がん啓発・両立支援プロジェクト ・あつぎごちゃまぜフェス ・スポーツによる地域活性化 ・わくわくクラシック鑑賞術講座 ・地球温暖化防止・省エネ行動普及啓発事業

(案)

資料2

厚木市自治基本条例
運用状況報告書
(運用状況点検表)

[対象年度：令和4年度]

目次

第 15 条関係	2
第 16 条関係	5
第 17 条関係	7
第 18 条関係	9
第 19 条関係	11
第 20 条関係	13
第 21 条関係	20
第 22 条関係	22
第 23 条関係	24
第 24 条関係	26
第 25 条関係	27
第 26 条関係	28
第 27 条関係	31
第 28 条関係	32
第 29 条関係	34
第 30 条関係	35
第 31 条関係	36
第 32 条関係	38
第 33 条関係	39
第 34 条関係	46
第 35 条関係	47
第 36 条関係	50
第 37 条関係	51

別紙 1 第 10 次厚木市総合計画・個別計画一覧（令和 4 年度策定分）

別紙 2 令和 4 年度情報公開・情報提供制度の運用状況

別紙 3 令和 4 年度個人情報保護制度の運用状況

第 15 条関係

(行政運営の基本事項)

第15条 市長等は、自治の基本原則に基づき、**政策等の企画立案、実施、評価及び改善のサイクルを確立するとともに、各過程への市民の参加及び協働による行政運営を行う**ものとする。

2 市長等は、**政策等の優先性を考慮するとともに、厚木市の資源を最大限に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政運営を行う**ものとする。

3 市長等は、**市民福祉の充実及び成果重視の視点により、行政運営を行う**ものとする。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
1	1 2	市民協働 事業提案 制度	市民活動団体と市が共通する地域課題又は社会課題を解決するため、役割分担を決め、協定を締結し、共に事業を実施する制度を運用した。	実施件数 5件 ・厚木市がん啓発・両立支援プロジェクト ・あつぎごちゃませフェス ・スポーツによる地域活性化 ・わくわくクラシック鑑賞術講座 ・地球温暖化防止・省エネ行動普及啓発事業
2	1 2 3	外部評価	学識経験者4人、企業の管理職1人、公募市民1人で構成される外部評価委員による「市民参加型外部評価」を実施。	7月23日(土)・24日(日)に7事業を対象にあつぎ市民交流プラザで実施した。 感染症拡大防止のため、市民モニターの募集人数を例年より減らして実施した。 また、Youtubeによるインターネット中継を行った。 ●市民モニター 14人 動画視聴者 379人 ●評価結果(全7事業) ・拡大 1事業 ・現行どおり 1事業 ・要改善 4事業 ・廃止 1事業

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
3	2	行政改革	地方分権の更なる推進や少子高齢化など社会情勢の変化に的確に対応できる体制を維持するため、第7次厚木市行政改革大綱第1期実施計画に取り組んだ。	令和3年度から令和5年度までを取組期間としている第7次厚木市行政改革大綱第1期実施計画について、令和4年度を取組を進めた。
4	2	市有財産の有効活用	未利用等で効率的利用が期待できる市有地の有効活用の推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般競争入札により市有地2物件を売却。 35,781,777円 ・ 隣接土地所有者へ売却。 1,850,000円 ・ 市有財産土地(普通財産)を貸付。 貸付金額33,248,380円
5	2	あつぎ協働大学開設事業	生涯学習を通じた活力ある地域社会の実現のため、市と市内の大学及び企業との協働により、多様化、高度化している市民の生涯学習への要求に応える講座を実施する。	<p>① 教養科目（オンライン講座） 5月～12月開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5大学×5講座 全25講座 受講者数518人（延べ人数） <p>② 特別講座（対面講座）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 羊の毛はなぜモコモコなのか？ (東京農業大学) 7月開催 受講者数11人 ・ 手の技を使って絵本を作ろう！ (松蔭大学) 8月開催 受講者数5人 ・ 日本の伝統芸能 ・ 講談から学ぶ歴史と文化 (湘北短期大学) 1月開催 受講者数19人 ・ 自分に似合う色を探しましょう (湘北短期大学) 2月開催 受講者数15人 ・ ウマとモルモットと友達になろう (東京農業大学) 2月2回開催 受講者数12人

				③ カーボンニュートラル講座 (オンライン講座) ・ 天気の達人と考える“カーボン ニュートラル” (YouTubeによるオンライン配信) 9/20～9/30配信 視聴回数412回 ・ SDGs フェスティバル(9/25開催) 会場内において動画公開
6	2 3	各課への 予算執行 方針の通 知と予算 編成方針 の明示	予算の適切かつ厳正な執行を 確保するため、留意事項を各 課に通知し、予算の編成に当 たっては、最小の経費で最大 の効果を挙げるため、予算編 成方針を示す。	令和4年度予算の適切かつ厳正な執 行を確保するため、予算執行に留意 すべき事項を各課に通知した。 また、令和5年度予算の編成に当た っては、政策等の優先性を考慮しつ つ、最少の経費で最大の効果を挙げ ための予算編成方針を示した。

点検結果	<input type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分
委員会 からの 意見	

これまでに 委員会で付 した意見等	1 妥当(平成22年度) 実施段階については、多岐にわたるので点検項目としない。 2 妥当(平成23年度) 職員アンケートについては、もっと積極的に回答する必要があるのでは ないか。 単にこれまでの取組を継続するのではなく、創意と工夫を重ね、不断 の改革・改善を図られたい 3 おおむね妥当(平成24年度) 職員アンケートについては、積極的に回答するなど、市職員は、自治 基本条例の趣旨を認識し、政策等のPDCAサイクルを意識した行政運 営を一層推進するよう意識されたい。
令和4年度 見直し(総点 検)での結果	逐条解説の改訂が必要 市民参加と市民協働について、より分かりやすい解説となるよう逐条解 説を改めました。

第 16 条関係

(総合計画)

第16条 市長は、この自治基本条例の趣旨にのっとり、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「総合計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を得なければならない。

3 市長等は、総合計画以外の計画を策定するときは、総合計画との整合を図り、及び計画相互の体系化に努めるものとする。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
8	3	総合計画と個別計画との調整	個別計画の策定及び改定に当たり、総合計画と個別計画との整合を図った。	総合計画との整合を図り、令和4年度に7の個別計画を策定及び改定した。（別紙1参照）
9	3	愛甲石田駅周辺まちづくり基本構想	愛甲石田駅周辺のまちづくりを推進するため、今後のまちづくりの方針となる基本構想を策定した。	総合計画の都市づくりを担う都市計画マスタープランに基づき、愛甲石田駅周辺のまちづくりの方針となる基本構想を、公募委員が参加する附属機関からの提言書や、市民のみなさまを対象にしたパブリックコメントの内容を反映して策定した。
10	3	厚木市自転車活用推進計画の策定	厚木市における自転車活用を推進するため、自転車活用の総合的な指針として計画を策定した。	本市の実情に応じた自転車の活用に関する総合的な計画を策定した。

点検結果	<input type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分
委員会からの意見	

これまでに 委員会で付 した意見等	特になし
令和4年度 見直し(総点 検)での結果	特になし

第 17 条関係

(組織等)

第17条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を行うための、市民に分かりやすい組織を形成するものとする。

2 市長等は、市職員がその能力及び適性をいかすことができるよう、人事配置を行うとともに、市職員が常に能力向上に取り組むことができるよう、人材育成の基本方針を策定するものとする。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
11	1	政策調整担当の設置	既存の庶務担当課から、部内の施策の総合調整及び所掌業務の施行方針の立案、総合計画の進行管理、予算の管理等を所管する政策調整担当を設置し、横断的な政策調整の機能の強化を図った。	各部政策調整会議を必要に応じて開催し、各部内における施策等について円滑な調整を図った。
12	1	神奈川県警察職員の派遣受け入れ	セーフコミュニティ認証都市として、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進し、犯罪の発生しにくい環境づくりを積極的に進め、市民の体感治安の向上を図るため、神奈川県警から職員の派遣を受け入れた。	令和5年2月に神奈川県警から参事職の職員（くらし安全担当）の派遣を受け入れ、令和4年3月から引き続き派遣されている副主幹職員（セーフコミュニティくらし安全課くらし安全担当）と共に計2人を配置した。
13	2	厚木市人材育成基本方針に基づく取組	厚木市人材育成基本方針に基づき、求められる職員像「住民や地域への貢献を最優先に考え意欲と情熱をもって職務に取り組む職員」に近づくための取組を実施した。	職員の個性をいかしながら能力を最大限に発揮し、組織を活性化させるため、平成27年1月に改定した厚木市人材育成基本方針に基づき、人事評価及び職員本人による配属希望申告等を実施し、能力及び適性をいかした人事配置を実施した。

点検結果	<input type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会が付した意見等	1 妥当(平成23年度) 組織の細分化については、縦割り行政や非効率な行政運営にならないよう、留意すること。 第2項前段部分の趣旨を発揮できるよう、更に努力されたい。
令和4年度見直し(総点検)での結果	特になし

第 18 条関係

(行政評価)

第18条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政評価（行政運営を一定の基準に従い評価し、その結果を改善に結びつけることをいう。以下同じ。）を実施するものとする。この場合において、市長等は、市民が参加する評価の方法を取り入れるよう努めなければならない。

2 市長等は、行政評価の結果を公表するとともに、その結果を踏まえた行政運営を行うものとする。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
14	1 2	厚木市教育委員会 点検評価 の実施	教育委員会の事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する方の知見を活用した点検及び評価を行い、報告書を作成し、議会に提出した。 (議会への提出は10月全協)	教育委員会の主要な事業(69事業)について、実績などを踏まえて課題等を分析し、今後の事業方針等を自己点検・評価をした。 なお、点検及び評価に当たっては学識経験等を有する方の意見及び助言をいただき事業の評価に活用した。 【点検評価委員会】 委員構成：学校教育関係2人、社会教育関係2人、公募の市民1人 開催回数：3回
15	1 2	外部評価	学識経験者4人、企業の管理職1人、公募市民1人で構成される外部評価委員による「市民参加型外部評価」を実施。	7月23日(土)・24日(日)に7事業を対象にあつぎ市民交流プラザで実施した。 感染症拡大防止のため、市民モニターの募集人数を例年より減らして実施した。また、Youtubeによるインターネット中継を行った。 ●市民モニター 14人 動画視聴者 379人 ●評価結果(全7事業) ・拡大 1事業 ・現行どおり 1事業 ・要改善 4事業 ・廃止 1事業

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
16	1 2	施策評価 の実施	第10次厚木市総合計画の基本計画に位置付ける各基本施策について、施策評価を実施した。	(1) 評価対象 第10次厚木市総合計画第1期基本計画に掲げる27の基本施策 (2) 評価方法 第1期基本計画の施策の達成目標に位置付ける「市民実感度」、「代表となる指標」及び第1期実施計画事業に位置付ける「事業指標」の目標値に対する達成率を点数化し、各基本施策の総合得点を4段階の評価区分で評価するとともに、厚木市総合計画審議会からの意見を踏まえ、総合的な評価を行う。 (3) 公表時期 令和4年10月 (4) 公表方法 市ホームページ、市政情報コーナー及び中央図書館において公開

点検結果	<input type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分
委員会からの意見	

これまでに 委員会で付 した意見等	<p>1 おおむね妥当（平成22年度から24年度） （1）教育委員会の点検・評価に市民参加の余地があるのではないか。 （2）行政評価の結果を踏まえた行政運営が行われていることを市民がチェックできる仕組みの整備が必要ではないか。</p> <p>2 おおむね妥当（平成23年度） 行政評価の結果を踏まえた行政運営が行われていることを市民が確認できる仕組みを整備するとともに、評価結果の概要を広報紙に掲載すべきである。</p> <p>3 おおむね妥当（平成24年度） 行政評価の結果を踏まえた行政運営が行われていることを市民がチェックできる仕組みの整備を実現されたい。</p> <p>4 おおむね妥当（平成25年度） 教育委員会の点検・評価に市民参加を取り入れることとした点は評価できるが、今後この規定を適切に運用すること。</p>
令和4年度 見直し(総点 検)での結果	特になし

第 19 条関係

(財政運営)

第19条 市長は、中長期的な展望に立った健全な財政運営を行うものとする。

2 市長は、総合計画の着実な推進を目指し、その進捗状況を踏まえた予算編成を行うものとする。

3 市長は、財政運営の透明性を高めるため、財政状況を公表するものとする。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R 4 年度実績
17	1	公共建築物長寿命化事業	公共建築物の長期維持管理計画基本方針に基づき、各施設ごとの維持管理計画情報の共有化を行うとともに、公共建築物長期維持管理計画による建築物の計画的で適切な維持管理や効果的な予防保全を通じて長寿命化を図り、今後の財政負担の軽減や建築物の機能向上を図る事業の執行管理を行う。	工事件数 4件 設計委託件数 9件
18	1 2	持続可能な財政運営の確保	市債現在高や公債費に留意し、健全化判断比率や財政指標の適正化に努め、中長期的な展望に立った財政運営を行った。	補正予算の編成等において、市債現在高や公債費に留意し、プライマリーバランスの黒字を堅持した。
19	2	「あつぎ元気プラン」第4期実施計画の重点戦略を踏まえた予算編成	総合計画の基本政策を着実に推進するため、「あつぎ元気プラン」第4期実施計画の重点戦略を踏まえた予算編成を行った。	「あつぎ元気プラン」第4期実施計画の中間年度であることから、重点戦略を十分に踏まえた上で、計画に位置付けられた各事業を目に見える形で推進できるよう必要な予算を措置し、事務事業評価、施策評価及び市民満足度調査の結果を十分に考慮した予算編成を行った。

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
20	2	各課への予算執行方針の通知と予算編成方針の明示	予算の適切かつ厳正な執行を確保するため、留意事項を各課に通知し、予算の編成に当たっては、最小の経費で最大の効果を挙げるため、予算編成方針を示した。	令和4年度予算の適切かつ厳正な執行を確保するため、予算執行に留意すべき事項を各課に通知した。 また、令和3年度予算の編成に当たっては、政策等の優先性を考慮しつつ、最少の経費で最大の効果を挙げるための予算編成方針を示した。
21	3	財政状況の見える化	財政運営の透明性を高めるため、財政状況を積極的に公開した。	広報やホームページ、各種冊子の作成により、財政状況を積極的に公開した。

点検結果	<input type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会で付した意見等	<p>1 おおむね妥当（平成22年度） 健全な財政運営は行われている。ただし、中長期的展望を明らかにする必要があるのではないかな。</p> <p>2 妥当（平成30年度） 自治体の役割として、大幅な黒字を維持するより、効果的に財政支出を図ることで、中長期的には地方からの景気上昇にもつながるのではないかな。</p>
令和4年度見直し(総点検)での結果	<p>逐条解説の改訂が必要 表記の修正を行い、より分かりやすい解説となるよう逐条解説を改めました。</p>

第 20 条関係

(危機管理)

第20条 市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、自然災害、重大な事故及び事件、感染症の拡大その他の非常時に備えた関係機関等との連携を始めとする総合的な対策を講じなければならない。

2 市民は、非常時においては、自助及び共助の精神の下、互いに協力し、事態に対処するよう努めなければならない。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
22	1	老人憩の家 の管理に関する 基本協定	指定管理者と平成24年4月1日から平成29年3月31日まで基本協定を締結し、災害等の緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報する体制を整えた。また、平成29年4月1日以降の協定更新のための会議を行った。	令和4年4月1日から令和9年3月31日までの基本協定に基づき、指定管理による施設の防犯、防火及び警備に関する業務を実施した。
23	1	老人憩の家 警備業務委託の 実施	警備会社と契約し、施設内に警備機器を設置して、異常事態が発生した場合、自動通報システムにより覚知された情報について、警備本部が必要に応じ担当課の緊急連絡先や関係機関へ通報する体制を整備した。	令和4年5月まで37館、6月から38館で機械警備を委託。
24	1	公共施設等に 係る防災に 関する計画 等の策定 及び防災 訓練等の 実施	各施設について、消防計画等防災に関する計画に基づき、防災訓練等を実施。	市内全域 9月4日総合防災訓練を実施 約13,000人が参加 (厚木市職員や市民等) 本庁舎・第二庁舎 6・8月 消防計画の提出 9月 避難訓練の実施 環境センター 11月16日実施 82人参加 資源化センター 3月15日実施 26人参加

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
25	1	総合防災訓練の実施	本市に被害を及ぼす大規模な地震を想定し、防災関係機関及び市内 216 の自主防災隊を中心に、市民一人一人が実践的な訓練を基礎とした防災訓練を行うことにより、身体安全の確保及び自主防災隊の組織強化並びに本市における防災体制の確立と防災意識の高揚を図ることを目的とした。	地域で実施する総合防災訓練の内容については、市内185の自主防災隊（参加人数8,893名）が、避難所開設訓練、シェイクアウト、情報伝達、避難誘導及び初期消火訓練等、新型コロナウイルス感染症に配慮した上で、各地域の実情に即した実践的な訓練を実施した。
26	1	災害時協力協定の締結	東日本大震災を受け、大規模災害時における市民等の生命、身体を守るための事前対策の一つとして、課題が浮き彫りとなった様々な事象について、民間業者等と協定を締結し、防災対策の強化を図った。	締結済みの協定について、協定内容の修正等を実施した。 また、新たに6つの協定を締結した。 全協定数 139(令和5年3月現在)
27	1	災害時等における国、県、市町村との各種協定の締結	大規模地震対策特別措置法及び厚木市地域防災計画に定める防災訓練として実施するもので、災害対応能力の強化と市民の防災意識の一層の高揚による防災力の向上及び不測の事態にも対応できる行動力を養うことを目的として年1回実施した。	国、県、市町村と締結した災害時等における相互援助等を目的とした協定に基づき、防災訓練等の実施に当たり、相互協力に努めた。
28	1	防災姉妹都市の締結	平成8年7月24日、埼玉県狭山市と「防災姉妹都市」の協定を締結した。	狭山市職員との物資輸送訓練は新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、中止とした。
29	1	武力攻撃から市民の生命、身体及び財産の保護のための施策	市民の生命、身体及び財産の保護のため、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき、各種対策を実施した。	防災行政無線を用いた全国一斉自動試験放送（J-A L E R T）を実施した。

No.	項	名称	目的と内容	R4 年度実績
30	1	防災行政無線情報サービス	防災行政無線で放送した内容や緊急性のある災害情報などをメールで配信した。	<p>防災行政無線のメールマガジンの登録者数：11,744人(R5.3現在)</p> <p>パンフレット、ハザードマップ、防災講話等で登録の周知</p> <p>令和4年度配信件数 163件</p> <p>主な配信内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報 ・火災情報 ・熱中症注意情報 ・行方不明者情報 ・振り込め詐欺情報 など
31	1	災害支援型自動販売機の設置	「災害時における飲料の確保に関する協定」に基づき、災害時に在庫飲料製品を無償で提供できる災害支援型自動販売機の設置などについて定めた「災害支援型自動販売機の設置等に関する協定」を事業者と締結し、公共施設や公園等に災害支援型自動販売機を設置した。	<p>(1) 事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(株)伊藤園 ・コカ・コーラ セントラル ジャパン(株) ・サントリービバレッジソリューション(株) <p>(2) 設置台数 累計 87台</p>
32	1	避難所運営委員会の運営支援	地域住民と市職員により組織されている避難所運営委員会の運営を支援した。	災害時等における避難所の運営を行うために、地域住民と市職員により組織されている避難所運営委員会の会議・研修会の開催、防災訓練の実施などの活動を支援した。
33	1	市民救命サポート隊の発足	森の里地区をモデル地区として発足させた「市民救命サポート隊」の救命効果及び自主救護能力の向上を図る取り組みを実施する。	<p>市民との協働による応急救護体制の強化を図るため、3地区の市民サポート隊との訓練及び再講習を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森の里地区 ・宮の里中央自治会 ・古松台自治会

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
34	1	災害時医療救護体制の整備	災害時に、限られた人的資源等を最大限活用するため、病院、医療救護所等の緊密な連携に基づいた医療救護体制の整備を図る。	三師会が参加し、医師会等が導入する安否確認システムを使用した災害時の医療機関情報の収集訓練を実施した。
35	1	厚木市新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に基づき定めている厚木市新型コロナウイルス等対策行動計画の運用	新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に基づき定めている厚木市新型コロナウイルス等対策行動計画の運用を行う。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、厚木市新型コロナウイルス等対策本部会議（厚木市新型コロナウイルス対策本部会議）を10回開催し、市の対策等を決定・実施した。
36	1	厚木市感染症予防計画の運用	感染症対策を総合的に推進するため、国の感染症法及び神奈川県予防計画に基づき定めている計画の運用を行う。	ポスター掲出等により、感染症の発生予防及び普及啓発を行い、まん延防止に努めた。
37	1	公民館避難訓練の実施	公民館利用者が安心して、安全に公民館を利用していただくため、災害発生時に迅速かつ的確な避難誘導行動及び被害状況の把握ができるように、消防計画に基づき避難訓練を年2回実施。	【参加者】 公民館職員及び利用者(公民館職員のみの場合も有) 【実施時期】 夏(6月～9月)頃と 冬(1月～3月)頃に実施。 ※参加者及び実施時期については、公民館ごとに異なる。
38	1	暴力団排除条例の運用	市の契約事務、給付金の交付、公の施設における暴力団排除処置及び7月1日から10日を暴力追放旬間として、暴力団排除に関する広報や啓発を実施する。	警察本部への照会件数 2,063件 ※すべて排除措置対象に非該当 暴力追放旬間期間中に防犯啓発活動を実施した。
39	1	博物館等避難訓練の実施	博物館等利用者が安心して、安全に施設を利用していただくため、災害発生時に迅速かつ的確な避難誘導行動及び被害状況の把握ができるように、消防計画に基づき避難訓練を各施設で年1回実施。	【参加者】 博物館職員及び岸邸管理人 【実施時期】 あつぎ郷土博物館(9月4日) 古民家岸邸(3月16日)

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
40	1	避難行動要支援者名簿及び個別計画の作成	災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などの要支援者の情報を地域で共有することで、日頃の見守りや災害時の円滑かつ迅速な避難支援等を行う。	避難行動要支援者名簿を年2回更新(令和4年4月1日及び10月1日)し、要支援者名簿を民生委員・児童委員、自主防災隊、地域包括支援センター及び障がい者相談支援センター等に提供することで、日頃の見守り活動や避難支援の体制づくりを行った。 また、個別計画を作成することで災害時における避難支援や安否確認の方法などを確認した。 ・名簿登載者 1,800人(令和4年4月1日基準) 1,859人(令和4年10月1日基準) ・個別計画作成者 1,584人(令和4年4月1日基準) 1,718人(令和4年10月1日基準)
41	1	第69回文化財防火デーに伴う消防訓練	昭和24年1月26日法隆寺金堂の焼損により制定された「文化財防火デー(1月26日)」に合わせて、消防署、文化財所有者等の協力を得て、防火訓練などの文化財防火運動を実施した。	令和5年1月22日(日)「春日神社(温水736番地)」にて、訓練を実施した。 【訓練内容】 春日神社氏子総代は火災を発見し、119番通報(訓練)を実施し、春日神社関係者及び周辺自治会関係者(自主防災隊)は初期消火訓練、本殿内宝物(模擬)の搬出訓練を実施した。 また、消防団及び消防署の部隊は消火訓練を実施した。
42	1	安全管理マニュアルの作成、保育所給食食材の放射能検査	施設、不審者、食中毒等の対応及び保育所給食食材の放射能検査を実施した。	保育所安全管理規定に基づき、施設の点検及び関係機関との連携等を日頃から行っている。また不審者対応訓練及び護身術訓練等を実施している。 食中毒マニュアルを作成し、普段から手洗いうがい、トイレや調理室の消毒を行っている。 平成24年3月からは、定期的に保育所給食食材の放射能測定をしている。

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
43	1	防火管理体制充実の推進	防火対象物の使用形態が多様化し防火管理体制が複雑化していることから、各事業所等における防火意識及び防災力の向上を図り、災害時における防火管理体制の充実強化を目的に実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛消防隊消火指導会 (2回実施) 第1回目10月17日(月) 第2回目11月14日(月) 参加人数等(19事業所41人) ・ 防火教室(2回実施) 学校法人和田学院 伊勢宮幼稚園 10月24日(月) 学校法人愛泉学園認定こども園 厚木のぞみ幼稚園 10月26日(水) 参加人数合計(保育園児213人、 教職員15人)
44	1	災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定の締結	災害時等に、避難行動要支援者の安全を確保するため、厚木市地域防災計画に定める指定避難場所に避難した避難行動要支援者のうち、指定避難場所においての生活が困難と認める避難行動要支援者の受入先として、市内15社会福祉法人と6医療法人との間で受入協定を締結しており、新設の施設に対し、必要な物品の備蓄に関する補助を行い、緊急時の受入体制の整備を図った。	協定の締結をしている施設と継続して支援をしていただけることを調整した。
45	1	各児童館における避難訓練等の実施	災害発生等有事の際に、児童をはじめ児童館利用者を速やかに、且つ安全に避難誘導等が行えるよう、また初期消火や的確な通報等ができるよう児童館毎に避難訓練・消防訓練を実施する。	【実施日】年2回 火災を想定し、関係部署への連絡や初期消火、避難誘導等を行う訓練と、地震・風水害を想定し避難誘導や防災物品の確認をする訓練を行った。
46	1	シティプラザにおける避難訓練等の実施	本課のほかシティプラザに所在する1階店舗、図書館、老人福祉センター寿荘の協力の下、火災発生時の初期消火や、災害時の避難誘導、帰宅困難者一時受け入れのための滞在施設設営訓練を行う。	【実施日】年2回 初期消火、避難誘導・情報伝達等を行う訓練と、災害時帰宅困難者の一時滞在施設となるための受け入れ、案内等施設設営の訓練を行った。

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
47	1	防災訓練の実施	病院利用者の安心・安全のため、災害発生時に迅速かつ確かな避難誘導行動及び被害状況の把握ができるように、防災訓練を年2回実施。	参加者 病院職員（常勤・非常勤）、委託職員 参加人数：第1回 46名 第2回 200名 実施日 第1回 令和4年 6月10日（金） 第2回 令和4年11月18日（金）
48	1	災害対策本部設置訓練の実施	災害時等における医療救護体制の充実に向け、発災時に速やかに診療体制が整えられるよう、トリアージ等の訓練を実施する。	参加者：病院職員（常勤） 参加人数：45名 （うち、見学27名） 実施日：令和5年1月26日（木）

点検結果	<input type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会で付した意見等	1 妥当（平成30年度） 災害が起きる前の対応等に係る協議を広域的に取組み、国、県、市町村間の連携強化に努められたい。
令和4年度見直し(総点検)での結果	改正不要 新型コロナウイルス等、いままで考えられなかった自然災害等が発生しており、自治基本条例で具体的な対策等について明記する必要はないか、見直しを行った結果、新型コロナウイルス感染症等、様々な自然災害について、包括的に網羅していることから、規定の改正は行わないものとした。

第 21 条関係

(情報の公開等)

第21条 議会及び市長等は、**行政文書を分かりやすく作成し、かつ、適正に保管するための仕組みを整備する**ものとする。

2 議会及び市長等は、**保有する情報の公開を市民が請求することができるよう必要な措置を講ずる**ものとする。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
49	1	文書・契約事務ハンドブックの作成	行政文書は市民の皆様に分かりやすいものであることが重要であることから、日頃から文書作成に携わる機会の多い職員に向けて、行政文書作成のルール等を周知するため、「文書・契約事務ハンドブック」を作成した。	「文書・契約事務ハンドブック」を活用し、職員一人一人が文書事務や契約事務を行う上で、の注意点等を確認することで、適正な行政事務の執行の周知を図った。
50	2	情報公開・情報提供の制度運用状況の公表	前年度における情報公開・情報提供の運用状況を取りまとめ、情報公開審査会に報告した後に、情報公開条例第 30 条の規定に基づき、市広報誌及び市ホームページへの掲載、市政情報コーナーにおける閲覧により公表した。	【公表した内容】 1 実施機関別の請求件数 2 公開、一部公開及び非公開等の決定件数 3 審査請求件数及びその処理件数 4 情報公開請求受付状況一覧 ※別紙 2 「令和 4 年度情報公開・情報提供制度の運用状況」参照
51	2	積極的な情報公開の推進	情報公開条例を適正に運用するため、積極的な情報公開を推進した。	【情報提供した件数】 条例に基づく公開請求を経ず情報提供した件数 17件
52	2	厚木市情報公開審査会の運営	公開決定等について実施機関に対する行政不服審査法に基づく不服申立てについて調査審議をするため、審査会を設置し、運営した。	【開催状況】 1 開催回数 1回 2 審査請求の件数 0件 3 諮問件数 0件 4 答申件数 0件

点検結果	<input type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会で行った意見等	1 妥当（平成26年度） 市ホームページでの会議録の公開について、審議内容に応じて適切な期間、市民が閲覧できるような運用を検討されたい。また、歴史的価値のある行政文書の管理の在り方について検討されたい。
令和4年度見直し(総点検)での結果	特になし

第 22 条関係

(個人情報の保護)

第22条 市民、議会及び市長等は、**市民の権利利益の保護を図るため、個人情報を適正に管理し、及び利用しなければならない。**

2 議会及び市長等は、**保有する個人情報の管理等について必要な措置を講ずる**ものとする。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
53	1	個人情報の適正な管理及び利用に関する庁内周知	個人情報の適正な管理や利用を徹底するためには、常に職員がそのことを意識する必要があるため、定期的に職員に対して個人情報保護条例の内容を周知した また、令和5年度から、個人情報の保護に関する法律が適用されることに伴い、係長を対象とした研修を実施した。	職員研修の機会を捉え、職員に対して個人情報保護の適切な管理に向けた周知、啓発を図った。
54	1 2	個人情報取扱事務等の登録及び公表	個人情報を取り扱う目的や内容などを市民に明確に示すため、個人情報保護条例第8条の規定に基づき、個人情報を取り扱う事務や実際に個人情報が記載されている個人情報ファイルを登録し、市政情報コーナーにおける閲覧により公表する。	令和5年度から個人情報の保護に関する法律が適用されることに伴い、同法に基づく個人情報ファイル簿及び新たな書式での個人情報取扱事務登録簿の作成を進め、公表できるよう準備を進めた。 【登録件数】 1 個人情報取扱事務 1,660件 2 個人情報ファイル 798件 ※1 令和5年4月1日時点 ※2 個人情報ファイルの登録は、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、対象者数が1,000人以上の個人情報ファイルについて、登録をしています。

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
55	2	個人情報保護制度の運用状況の公表	個人情報を適正に利用することにより市民の権利利益の保護を図るため、前年度における個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、個人情報保護審査会に報告した後に、個人情報保護条例第50条の規定に基づき、広報あつぎ及び市ホームページ掲載、市政情報コーナーにおける閲覧により公表した。	【公表の内容】 1 実施機関別の請求件数 2 開示、一部開示及び非開示等の決定件数 3 審査請求件数及びその処理件数 4 自己情報開示請求受付状況一覧 ※ 別紙3 「令和4年度個人情報保護制度の運用状況」参照
56	2	厚木市個人情報保護審査会の運営	開示決定等について実施機関に対する行政不服審査法に基づく不服申立てについて調査審議をするため、審査会を設置した。	【開催状況】 1 開催回数 6回 2 審査請求の件数 0件 3 諮問件数 0件 4 答申件数 0件
57	1 2	住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度	本人通知制度は、住民票の写し、戸籍謄本等を本人の代理人や第三者に交付した場合、事前に登録された本人に対して、その交付した事実を通知し、また、不正取得された事実が判明した場合においては、事前登録に関係なく本人へ通知する制度である。	1 期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日 2 登録人数：5人 3 通知発送：2人 ※通知発送は、第三者からの請求により事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときに行った。

点検結果	<input type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会で行った意見等	1 おおむね妥当（平成22年度） 災害時等における市民の安全を守るための個人情報の取扱いについて検討することが求められる。
令和4年度見直し(総点検)での結果	特になし

第 23 条関係

(法令遵守)

第23条 市民、議員、市長及び市職員は、公正な自治を推進するため、法令及び条例等を遵守しなければならない。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
58	1	情報セキュリティポリシーの運用	職員が使用するネットワークや情報資産についてセキュリティポリシーを運用した。	<p>セキュリティに関する注意喚起を定期的に実施。(計12回)</p> <p>大型連休及び年末年始前に注意喚起を実施。(計2回)</p> <p>全係長及び新採用職員を対象に情報セキュリティ研修を実施(計3回)</p> <p>厚木市情報セキュリティポリシーを改定。(令和5年3月1日付け)</p> <p>セキュリティ研修を受講できなかった対象者に対して、基幹系情報システムセキュリティ研修の資料を用いて、研修受講済みユーザから対象者へのフォローアップ研修を実施。(随時)</p>
59	1	厚木市職員の公正な職務の執行の確保等に関する条例に基づく取組	倫理・サービスマニュアルの周知、定期点検の実施、副総括倫理管理者会議を開催し、不祥事防止とサービス規律の確保等に取り組んだ。	<p>グループウェアで綱紀粛正及びサービス規律確保等の通知を定期的に発出するとともに、春と秋に副総括倫理管理者会議を開催。職員にサービス規律の確保を呼び掛けた。</p> <p>また、11月には各部ごとに定期点検を実施した。</p>

点検結果	<input type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分
委員会からの意見	

これまでに 委員会で付 した意見等	1 妥当（平成25年度） 市民参加条例を始めとした各条例の趣旨や目的を意識するとともに、適切な運用に努められたい。
令和4年度 見直し(総点 検)での結果	特になし

第 24 条関係

(法令の解釈等)

第24条 議会及び市長等は、**市民ニーズ又は行政課題に対応した政策等を主体的に推進するため、この自治基本条例の趣旨にのっとり、法令及び条例等を自主的に解釈するとともに、条例等を制定することにより、積極的な市政運営を推進する**ものとする。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
60	1	政策法務等に関する研修の実施	職員が、法令及び条例等を自主的に解釈し、条例等を制定することができるよう、必要な知識を習得するための研修を実施した。	職員が法的なものの見方、法令を解釈するポイント等を学び、地方自治体の職員として実務に必要な法令解釈能力を向上させることを目的に、2日間にわたり演習を含めた法令解釈能力向上研修を実施した。受講者は122人。

点検結果	<input type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会が付した意見等	<p>1 おおむね妥当（平成22年度） 市民のための法解釈や条例制定の能力を職員が身に付けることが求められる。</p> <p>2 妥当（平成23年度） 個別法について、縦割りの国の解釈をそのまま受け入れるのではなく、厚木市の実情を踏まえ、市自らが解釈することなどにより、積極的に「政策法務」を実践してほしい。</p>
令和4年度見直し(総点検)での結果	特になし

第 25 条関係

(行政手続)

第25条 市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適正に行わなければならない。

2 市長等は、行政手続について必要な措置を講ずるものとする。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
61	1 2	行政手続 法及び厚 木市行政 手続条例 の適正な 運用	行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適正に行うとともに、申請に対する処分（許認可）の「審査基準」及び「標準処理期間」並びに不利益処分（許認可の取消し等）に係る「処分基準」を設定し、運用した。	【審査基準等の設定率】 審査基準 50% (446件のうち224件) 標準処理期間 89% (446件のうち399件) 不利益処分 49% (341件のうち166件)

点検結果	<input type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会で行った意見等	<p>1 おおむね妥当（平成23年度） 審査基準、標準処理期間、処分基準及び行政指導指針の設定率を把握するとともに、より適切な設定に努めること。</p> <p>2 おおむね妥当（平成24年度） 取組は評価できるが、早急に審査基準、標準処理期間、処分基準及び行政指導指針の設定率を把握するとともに、より適切な設定に努められたい。</p> <p>3 妥当（平成25年度） 行政指導指針の調査の実施について検討されたい。</p> <p>4 妥当（平成27年度） 行政手続制度は的確に運用されているように思われるが、審査基準、標準処理期間、処分基準及び設定率が他市と比較し著しく高いので、市で行っている調査内容について専門委員を活用する等して検証する必要があるのではないか。</p> <p>5 妥当（平成29年度） 「審査基準」、「標準処理期間」、「処分基準」の設定率の向上に努められたい。</p>
令和4年度見直し(総点検)での結果	特になし

第 26 条関係

(市民からの要望等への対処)

第26条 市長等は、**市民からの要望、苦情等への対処の仕組みを整備する**ものとする。

2 市長等は、**市民から要望、苦情等があったときは、迅速かつ適切に対処し、その経過及び結果について回答する**ものとする。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
62	1	おもてなし 来庁者アンケート	更なる市民満足度の向上を目指し、業務水準の維持・向上を図るとともに、職員が日常的におもてなしの意識を持ち続けるため、「おもてなし向上対策」の一環として来庁者アンケートを実施。	市の窓口サービスの満足度向上に向け、窓口業務の改善や新たな取組への参考とするため、「来庁者アンケート」を実施した。 回答数 2,366件
63	1	市民からの 要望等の取りまとめ	市民や団体からの要望等を受け、市の担当課に要望申請書を提出し、対応を依頼（取次事務）し、担当課により直接処理した。	市民や団体からの要望等については、市の担当課に要望申請書を提出し、担当課が直接対応した。 要望件数 334件
64	1 2	市民からの 要望、苦情等の台帳整備及び迅速な対応	市民からの要望、苦情等について、受付けたものを、台帳等に整理して処理経過を確認しながら、迅速に対応する。	道路関連 要望、苦情等の件数 3,479件 （内訳）処理済件数 3,430件 業者対応件数 49件 下水道関連 要望、苦情等の件数 197件 （内訳）R5年度以降実施 9件 経過観察 13件 処理済 175件 職員対応 49件 契約業者対応 82件 その他 44件 保育関連 陳情・要望 7件 わたしの提案 10件 メールによる問合せ 106件

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
65	1 2	職員の窓口 対応等の向 上	職員の窓口対応等の向上を図るため、接遇マニュアルを作成するとともに、接遇やコミュニケーションを円滑にする研修を実施した。	令和5年2月に職員接遇マニュアルを改訂。 接遇研修を1講座開講し、63人が受講。 外部研修 接遇研修講座1人が受講。
66	1 2	「わたしの 提案（一般 提案）」制 度の運用	市民からの要望、苦情等に対処する仕組みとして、「わたしの提案」の適正な運用を図り、迅速な対応（回答）に努めた。	【一般提案の受付件数】 ・一般提案 347件(対応率70.7%) ① 対応済（48.1%） ② 対応予定（7.5%） ③ 次年度以降（0%） ④ 代替 案で対応（13.6%） ⑤ 国・県に要請（1.5%） ⑥調査・研究・継続検討(16.5%) ⑦対応困難（9.0%） ⑧その他（3.8%）と分類。 ①～⑤の合計を対応率（70.7%）としている。
67	1 2	市民対話事 業の実施	市民からの意見を政策等へ反映させることを目的に、市民と市長が直接意見を交わす「市民対話事業」を実施した。	【市民対話の実績】 ・自治会長とのまちづくりフリー トーク・15回 （意見数55件・対応率72.7%） ・移動談話室・1回 （テーマ数2件）
68	1 2	市民情報提 供システム	道路の損傷や不法投棄などの身近なまちの課題について、市民等がスマートフォンを使って簡単に通報できるよう市民情報提供システムを運用した。	登録件数 207件 投稿件数 364件 情報提供可能な項目に「動物の死体に関すること」を追加するとともに、対応カテゴリの見直しを行った。

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
69	1 2	意見箱の設置（市立病院）	患者さん等からの意見や要望を聞くため、院内に意見箱を設置するとともに、その内容に関する対応及び結果の公表を行った。	意見箱の設置個所 院内6か所 投書数 115件 回収後、院内の各部署へ周知し、改善が可能な事項については、速やかに対応するように呼び掛けた。

点検結果	<input type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会で付した意見等	<p>1 おおむね妥当（平成22年度） 更に広く要望、苦情等に対応できる仕組みの構築、強化に取り組まれない。</p> <p>2 おおむね妥当（平成23年度） （1）要望、苦情等に対処するためのより適切な仕組みを更に検討してほしい。 （2）特に苦情処理についての職員の啓発に心掛けてほしい。</p> <p>3 おおむね妥当（平成24年度） 更に広く要望、苦情等に対応できる仕組みの構築、強化に取り組まれない。</p> <p>4 妥当（平成27年度） 市に寄せられた要望・苦情等への対応状況について全庁的に取りまとめ、公表することを検討されたい。</p> <p>5 妥当（平成29年度） 引き続き、市に寄せられた要望・苦情等への対応状況について全庁的に取りまとめ、公表することを検討されたい。</p>
令和4年度見直し(総点検)での結果	特になし

第 27 条関係

(行政処分等に対する不服への対処)

第27条 市長等は、行政処分等に不服がある市民の申出に対して迅速かつ適正に対処するため、必要な措置を講ずるものとする。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
70	1	行政不服審査制度活用のマニュアル作成等	行政処分等に不服がある市民の申出に対して迅速かつ適正に対処するため、行政不服審査制度に関する市民の方向けのマニュアルを作成し、活用を図った。	行政不服審査制度の活用のために作成した市民の方向けのマニュアルを、市政情報コーナーや行政処分を行う担当課の窓口を設置し、活用した。

点検結果	<input type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会で行った意見等	<p>1 妥当（平成22年度） 行政不服審査法の改正が予定されるので、これに適切に対応することが求められる。</p> <p>2 おおむね妥当（平成23年度） 行政不服審査法の改正が予定されるので、これに適切に対応することが求められる。また、行政不服審査制度のマニュアルの作成を早急に進められたい。</p>
令和4年度見直し(総点検)での結果	特になし

第 28 条関係

(政策等に対する意見等)

第28条 市長等は、市民の意見等を政策等に反映する仕組みを整備するとともに、提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表するものとする。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
71	1	「わたしの提案（政策提案）」制度の運用	市民からの要望、苦情等に対処する仕組みとして、「わたしの提案」の適正な運用を図り、迅速な対応(回答)に努めた。	【政策提案の受付件数】 ・政策提案 0件
72	1	意見箱の設置（市立病院）	患者さん等からの意見や要望を聞くため、院内に意見箱を設置するとともに、その内容に関する対応及び結果の公表を行った。	意見箱の設置個所 院内6か所 投書数 115件 回収後、院内の各部署へ周知し、改善が可能な事項については、速やかに対応するように呼び掛けた。

点検結果	<input type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会で付した意見等	<p>1 不十分（平成23年度） 政策提案をしっかりと受け止める制度を整備すること。わたしの提案制度を政策提案の制度として用いるのであれば、さらに、市全体での対応と公表を仕組みに盛り込まなければ不適切である。</p> <p>2 おおむね妥当（平成24年度） 取組については評価できるが、「わたしの提案制度」を政策提案制度として再構築することが求められる。また、その際には、市全体での対応と公表の仕組みを盛り込まれたい。</p> <p>3 おおむね妥当（平成25年度） わたしの提案制度を政策提案の仕組みとして再構築したことは評価できるが、今後、本規定を適切に運用すること。</p> <p>4 おおむね妥当（平成26年度） 「わたしの提案」制度により、提出された政策提案の意見等の概要及びこれに対する市の考え方を公表すべきである。また、市民が政策提案を提出しやすいように様式を整備するとともに、政策提案の分かりやすい記載方法等について周知に努められたい。</p>
令和4年度見直し(総点検)での結果	特になし

第 29 条関係

(条例等の制定等への市民参加)

第29条 市長等は、次に掲げる行為を行おうとするときは、その行為の内容に応じて、**関連する情報を市民に提供するとともに、市民意見等提出手続の実施等多様な市民の参加の機会を設けることにより、市民の意見等の提出を求めるよう努める**ものとする。

- (1) 条例等の制定、改正又は廃止
- (2) 計画の策定、改定又は廃止
- (3) その他重要な政策等の策定

2 市長等は、前項の規定により**市民から提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表する**ものとする。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
73	1 2	市民参加条例の運用・周知	条例や計画、重要施策等の制定・改廃に際し、市民参加の機会を設け、市民の意見の把握に努めることを目的に、適正な運用を行うとともに、意見に対する見解等を公表した。	対象行為 61件 うち手続を実施したもの 20件 手続を実施しないもの 41件 市民参加条例の適切な運用を図ることにより、市民への情報提供と多様な市民参加の機会を設け、市民の意思に基づくまちづくりを推進した。

点検結果	<input type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会で行った意見等	特になし
令和4年度見直し(総点検)での結果	特になし

第 30 条関係

(事業の実施に係る市民参加)

第30条 市長等は、総合計画に定める重要な事業を実施しようとするときは、説明会の開催等市民が意見等を述べることができる機会を設けるよう努めるものとする。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
74	1	住居表示整備事業	「住居表示に関する法律」に基づき、住居表示を実施することにより、住所の混乱や不便を解消し、分かりやすいまちづくりを推進した。	令和4年10月11日施行の飯山地区住居表示実施に伴う手続等について、地元住民及び事業者への説明会等を実施した。 «説明会» 全4回実施 計67人参加 «個別相談会» 全8回実施 計87組参加

点検結果	<input type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会で行った意見等	・ おおむね妥当（平成22年度） 市全体に影響を及ぼす公共事業については、広く市民に対して丁寧な説明をされたい。
令和4年度見直し(総点検)での結果	逐条解説の改訂が必要 より分かりやすい解説となるよう逐条解説を改めました。

第31条関係

(審議会等の運営)

第31条 市長等は、附属機関その他これに類する機関（以下「審議会等」という。）を設置し、及び運営しようとするときは、審議会等の設置目的、審議内容等に応じ、審議会等の委員の全部又は一部を公募するよう努めるものとする。

2 市長等は、審議会等の委員を適正に選任するとともに、その選任理由等について説明しなければならない。

3 審議会等は、正当な理由がない限り、会議を公開するものとする。

4 審議会等は、必要に応じて、関係者からの意見等の聴取その他の効果的な方法により市民の意見等を求め、その意見等を審議に反映させるよう努めるものとする。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
75	1 2	審議会等の設置及び運営についての庁内方針	市民参加条例、同施行規則、審議会等の設置及び運営に関する要綱に基づき、審議会等の委員を選任した。また、審議会等の委員の選任区分のうち学識経験者については、選任理由の詳細を公開した。	各審議会の運営状況について取りまとめるとともに、市ホームページにおける委員名簿の統一化を図った。
76	3	会議の公開等に関する庁内方針	情報公開条例第26条の規定及び「第2次厚木市行政改革大綱」の趣旨に基づく「会議等の公開に関する指針」を庁内統一の指針とし、審査会等の開催予定を市ホームページ及び市政情報コーナー掲示板で周知するとともに、会議録についても市政情報コーナーに備え置き閲覧に供するほか市ホームページに掲載した。	審査会等の開催予定を市ホームページ及び市政情報コーナー掲示板で周知するとともに、会議録についても市政情報コーナーに備え置き閲覧に供するほか市ホームページに掲載した。また、各実施機関の相談に応じ、説明責任を果たすための取組を推進した。

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
77	3	厚木市立病院運営審議会の運営	病院運営に関する事項等について、審議を行い、会議の公開に努めた。	会議実施日（計4回） ・令和4年5月24日 ・令和4年8月24日 （書面会議） ・令和4年12月16日 ・令和5年3月17日 会議は、原則、傍聴可とし、会議録も市立病院ホームページで公開した。

点検結果	<input type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会で行った意見等	<p>1 おおむね妥当（平成22年度） （1）委員の公募率、公募委員の比率を高めるように努められたい。 （2）公募委員を除く委員の選任の根拠を明確にされたい。 （3）非公開とすべき会議を除き、今後とも確実に公開することが求められる。</p> <p>2 妥当（平成23年度） 委員の公募率、公募委員の比率を高めるように努められたい。</p> <p>3 妥当（平成24年度） （1）委員の公募率、公募委員の比率を高めるように努められたい。 （2）公募委員を除く委員の選任の根拠を明確にされたい。</p> <p>4 妥当（平成25年度） （1）公募内容を周知し、応募率を高めるよう努められたい。 （2）学識経験者の選任の根拠を示すべきである。</p> <p>5 妥当（平成29年度） （1）女性委員の更なる登用に努められたい。 （2）会議録に発言者名を明記することを検討されたい。</p>
令和4年度見直し(総点検)での結果	<p>改正不要 条文から「その他これに類する機関」を削除するか否か見直しを行ったが、現状、厚木市に「その他これに類する機関」は存在しないため、自治基本条例推進委員会からの答申のとおり、現在の規定でも影響等がないことから規定の改正は行わないものとした。</p>

第 32 条関係

(コミュニティ団体に対する市民等の責務)

第32条 市民、議会及び市長等は、コミュニティ団体がまちづくりに果たしている役割の重要性を認識するとともに、その自主性及び自立性を尊重しなければならない。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
78	1	厚木市市民協働推進条例の運用	平成 24 年度に制定した市民協働推進条例の基本原則において、団体の自主性・自立性について規定した。	コミュニティ団体の自主的な活動を支援するため、自治会活動補助金や市民活動推進補助金を交付したほか、ボランティア相談や市民活動団体向けの講座などを実施した。

点検結果	<input type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会で行った意見等	特になし
令和 4 年度見直し(総点検)での結果	特になし

第 33 条関係

(コミュニティ団体との協働)

第33条 市長等は、まちづくりの課題の解決に向けて、**コミュニティ団体と協働を進める仕組みを整備する**ものとする。

2 市長等は、**必要に応じて、コミュニティ団体の活動を支援する**ものとする。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
79	1	厚木市市民協働推進条例の制定及び運用	まちづくりの問題解決に向けて、コミュニティ団体との協働を進める仕組みとして、市民協働推進条例を制定し運用した。	市民協働推進委員会において条例の運用状況を点検し、意見書を市に提出した。
80	1	市民協働事業提案制度	市民活動団体と市が共通する地域課題又は社会課題を解決するため、役割分担を決め、協定を締結し、共に事業を実施する制度を運用した。	実施件数 5件 ・厚木市がん啓発・両立支援プロジェクト ・あつぎごちゃまぜフェス ・スポーツによる地域活性化 ・わくわくクラシック鑑賞術講座 ・地球温暖化防止・省エネ行動普及啓発事業
81	1	防犯活動事故見舞金制度の運用	防犯活動中の事故等により、神奈川県「事故給付金制度」の給付を受けた市民に事故見舞金を交付し、安心して防犯活動に参加できる環境を整備する。	対象者なし。
82	1	セーフコミュニティの推進	市民、各種団体、行政などが連携・協力して、事故やけがの予防対策に取り組むことにより、市民が安心・安全で健康に暮らせるまちをつくる。	取組の方向性や方針などを決定するセーフコミュニティ推進協議会の下、7つの対策委員会や16の安心・安全セーフコミュニティ推進地区などが地域の実情に応じた対策を検討・実施した。

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
83	1	輝き厚木塾の開設	市民の多様な学習意欲に応えるため、生涯学び続ける機会を提供し市民自らが講師となり、自主企画・運営を基本とする講座を行い、市民と行政の協働による生涯学習を展開した。	<ul style="list-style-type: none"> ・前期講座（5月～8月開催） 77講座 受講者数 664人 ・後期講座（10月～1月開催） 79講座 受講者数 638人
84	1	あつぎ市民芸術文化祭開催事業	市民及び文化芸術団体等と連携、協働により各事業を積極的に取り組み、文化芸術活動の推進を図る。	<p>次の事業を実施した。 (新型コロナウイルス感染症の影響により一部無観客開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あつぎ青空アート展 ～第30回野外彫刻造形展～ ・第58回市民文化祭 ・市民芸術祭 ・第7回あつぎミュージックフェスティバル
85	2	厚木市水辺パートナー制度	美しい潤いある水辺環境づくりを推進し、河川愛護意識の向上を図るため、市が管理する河川・親水施設において、清掃、除草、樹木剪定等のボランティア活動を行う市民団体等を水辺パートナーとして認定し、清掃用具、樹木剪定用具等の支給を実施する。	実施件数 0件
86	2	水路美化活動（まち美化パートナー制度）の支援	水路用地を活用して環境美化活動を行うまち美化パートナー登録団体に対して、花壇への花卉の配布や肥料等の配布を行い、活動を支援した。	<p>支援物資（花卉等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベゴニア 160鉢 ・ジニア プロフェュージュン 160鉢 ・ユーフォルニア 80鉢 ・ビオラ 550鉢 ・キンギョソウ 200鉢 ・アリッサム 100鉢 ・カンパニュラ 50鉢 ・パンジー 168鉢 ・センニチコウ 30鉢 ・ポーチュラカ 102鉢 ・マリーゴールド 80鉢 ・コリウス 80鉢 ・ブルーサルビア 180袋

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
87	2	花未来事業の実施	市内登録団体が公園花壇の植栽及び育成管理を行うボランティア活動に対し、年2回（春植え、秋植え）、花苗等を配布した。	65団体が68公園で植栽等活動を実施した。 配布した花苗等 春植え：15,395株 秋植え：15,821株
88	2	地域緑化・公共緑化事業の実施	ボランティア団体が自主的に市内の公共的な場所及び公共施設の緑化を図る運動に対し、年2回（春植えと秋植え）、花苗等を配布した。	配布した花苗等 春植え：561株 秋植え：1,048株
89	2	自治会活動補助金の交付	自治会の健全な運営及び活動の推進を支援するため補助金を交付した。	自治会活動補助金交付件数 216件
90	2	地域づくり推進補助金の交付	地域の住民が連携し、その地域の特性をいかし、活力ある地域づくりを目指すための活動を行う地域づくり推進委員会の活動を支援するため補助金を交付した。	地域づくり推進事業補助金交付 15件
91	2	市民活動推進補助金の交付	市民活動を推進し、活力ある地域社会の発展と市民福祉の向上に資することを目的に、市民活動推進補助金を交付した。	市民活動推進補助金交付件数 9件
92	2	市民活動補償制度の運用	市内に活動の拠点を置く市民活動団体等が安心して市民活動を行えるよう市民活動中の事故について補償を行った。	傷害事故件数 1件 賠償事故件数 2件
93	2	公民館事業交付金の交付	公民館事業は、公民館と地区の団体との協働で実施しており、文化振興事業、スポーツ及びレクリエーション推進事業 コミュニティづくり推進事業、公民館まつり等の事業開催に当たって、各地区団体の代表者等で組織する公民館運営委員会等に対して、交付金を交付した。	令和4年度 交付団体：15団体 交付金交付額 合計 14,958,646円

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
94	2	体育団体 育成事業	生涯スポーツ、レクリエーションの普及振興を図るため、厚木市レクリエーション協会、厚木市スポーツ少年団連絡協議会及び厚木市地区体育振興会長連絡協議会に対し運営に要する経費の一部を補助する。	厚木市レクリエーション協会 296,000円 スポーツ少年団連絡協議会 252,000円 厚木市地区体育振興会長連絡協議会 85,000円
95	2	競技力向上支援事業 (競技団体選手強化事業)	公益財団法人厚木市スポーツ体育協会及び厚木市レクリエーション協会加盟団体等が、選手強化を目的として実施する事業に対し交付する。	厚木市陸上競技協会へ市町村対抗かながわ駅伝競走大会出場のための強化合宿費用を交付しているが、大会が中止となったため未交付。 厚木市スキー協会へ市町村対抗スキー競技大会出場のための強化合宿費用を交付しているが、申請がなかったため未交付。
96	2	地域美化清掃及び年末美化清掃による地域美化活動への支援	自治会等が実施する地域美化清掃及び年末美化清掃のゴミ収集を行うとともに、ビニール袋の提供等を行い支援した。	地域美化清掃 164団体 年末美化清掃 216自治会
97	2	セーフティーベストの着用による防犯活動の実施	セーフコミュニティ推進地区を始めとした各種防犯協力団体等へセーフティーベストを配付して、自主防犯活動を促進する。	セーフティーベスト購入枚数 300枚 セーフコミュニティ推進地区配布枚数 80枚(5枚×16地区) その他防犯協力団体配布枚数 63枚(16団体)
98	2	地域の青色回転灯搭載車への支援	地域の自主防犯活動を強化し、犯罪の発生しにくい環境をつくるため、個人の車両を青色回転灯搭載車(青パト)として運用し、日々の自主防犯活動を行っている団体に補助金を交付する。	補助団体 自治会やNPO法人など14団体 青パト登録台数 131台

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
99	2	コミュニティ団体が行うセーフコミュニティ活動に対する支援	地域におけるセーフコミュニティ活動の活性化に向けて、地域の安心・安全に関する課題抽出や対策などを行う研修会等に対する支援を行う。	セーフコミュニティ推進地区や自治会等の要望により、地域が自主的に実施する安心・安全に関する研修会を通して、地域の安心・安全の取組を支援した。 ・地域安心・安全研修会 17地区、17回、371人
100	2	道路里親制度事業	道路里親制度登録団体に対し、植栽帯用の草花や必要物品を支給し活動を支援した。	支援額 3,938,466円 (内訳) 原材料費 3,767,268円 消耗品費 171,198円
101	2	郷土芸能の公開活用	相模人形芝居、ささら踊り、相模里神楽、古式消防、厚木太神楽、双盤念仏等の郷土芸能保存団体に、市の事業として多くの公演の場を提供し、必要に応じて自主公演を支援する。	①第20回郷土芸能まつり (1)郷土芸能発表会 令和4年10月23日(日) 文化会館小ホール 179人来場 (2)相模人形芝居特別公演 令和4年11月13日(日) 文化会館小ホール 129人来場 ②郷土芸能普及公演 22回実施 1,667人鑑賞 ③郷土芸能出前体験教室 17回実施 964人参加 ④郷土芸能学校 8回実施 69人参加 ⑤あつぎ郷土博物館公演 令和5年1月8日(日) 33人鑑賞 ⑥中央図書館相模人形芝居特別展示 令和4年10月7日(金) ～11月11日(金)

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
102	2	各種障がい者団体等への補助金の交付	障がい者の福祉向上を図るため、障がい者団体・ボランティア団体の運営に要する経費に対して、補助金交付要綱に基づき補助金を交付した。	交付団体と交付金額 ①身体障害者福祉協会 1,450,000円 ②点訳赤十字奉仕団 63,000円 ③録音赤十字奉仕団 63,000円 ④誘導赤十字奉仕団 63,000円 ⑤手話サークル「あゆの会」 63,000円 ⑥あつぎ筆記通訳「道」 50,000円 ⑦視覚障害者協会 50,000円 ⑧聴覚障がい者協会 50,000円 ⑨精神保健福祉促進会「フレッシュ厚木」 50,000円 ⑩自閉症児者親の会 50,000円 ⑪神奈川県障害者スポーツ大会 30,000円
103	2	青少年関係団体への支援	青少年の健全育成を推進するため、青少年の健全育成等に取り組む青少年関係団体の運営及び事業を支援した。	①青少年指導員連絡協議会 ②青少年健全育成会連絡協議会 ③子ども会育成連絡協議会 ④母親クラブ連絡協議会 ⑤ジュニアリーダーズクラブ連絡協議会 ⑥ボーイスカウト・ガールスカウト ⑦児童館運営委員会 (市内38児童館ごとに設置)

点検結果	<input type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分
委員会からの意見	

これまでに 委員会で付 した意見等	1 妥当（平成25年度） 市民協働事業提案制度は、活動団体が事業を実施しやすくなるよう予算や事業実施方法等について、より柔軟な対応を検討されたい。
令和4年度 見直し(総点 検)での結果	逐条解説の改訂が必要 表記の修正を行い、より分かりやすい解説となるよう逐条解説を改めました。

第 34 条関係

(地区市民自治推進組織)

第34条 市民は、市民自治を推進するため、一定のまとまりのある地区において活動する様々なコミュニティ団体で構成する当該地区の課題に総合的に取り組む組織（以下「地区市民自治推進組織」という。）を設置することができる。

2 地区市民自治推進組織は、市民に開かれた組織とするとともに、市長等と連携して活動を進めるものとする。

3 市長等は、**必要に応じて、地区市民自治推進組織の活動を支援する**ものとする。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
104	3	厚木市地域づくり推進事業補助金（地区市民自治推進組織割分）の交付	地域の独自性を尊重した地域活動の実施を支援するため、補助金を交付した。	地域づくり推進事業補助金（地区市民自治推進組織割分） 15地区

点検結果	<input type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会で行った意見等	<p>1 評価不能（平成22年度～平成24年度） （1）地区市民自治推進組織が活動を開始するまで、評価不能。 （2）地区市民自治推進組織の設置に向けて、積極的に取り組まれたい。</p> <p>2 評価不能（平成25年度） 市民による地区市民自治推進組織の設置を促進すべく、組織の枠組みを示す等の具体的な検討に取り組まれたい。</p> <p>3 評価不能（平成26年度） 地区市民自治推進組織の設置について引き続き協議を進められたい。</p> <p>4 おおむね妥当（平成27年度） 市による地区市民自治推進組織に関する取組が進展していることは評価できる。取組が開始されたばかりなので、今後の活動状況を見守りたい。</p>
令和4年度見直し(総点検)での結果	特になし

第 35 条関係

(市民の課題解決に対する意識の高揚等)

第35条 市民は、市民相互の交流を深め、地域の課題を共有し、その解決に向けて取り組む意識を高めるよう努めるものとする。

2 市長等は、前項の規定の趣旨を達成するため、**必要に応じて、次に掲げる事項に係る市民活動等を支援する**ものとする。

(1) 市民のまちづくりへの参加及び協働に対する意識の醸成

(2) まちづくりに取り組む人材の育成

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
105	2	健康あつぎ推進リーダーの実施	第2次健康食育あつぎプランを推進するため、健康あつぎ推進リーダーに対し、知識の向上を目的に育成研修を実施するとともに、健康に関する様々な講座を開催した。	<ul style="list-style-type: none"> ・養成講座 1回 参加者35人 修了者4人 ・自主講座・出前講座 17回 参加リーダー797人 参加者359人 ・打合せ、研修等 17回 参加リーダー121人
106	2	食生活改善推進事業の実施	<p>ボランティアとして地域で自主的な食育の推進及び食生活改善活動を実践する食生活改善推進員を養成する講座を開催した。</p> <p>食生活改善推進員を対象に知識及び技術向上を目的に育成研修会を実施した。</p> <p>地域で食生活改善に関する知識や調理技術を普及させ食育を推進するため、食生活改善推進団体に全公民館を会場に調理講習会を委託した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進員養成講座 2コース 18回 参加者178人 修了者21人 ・食生活改善推進員育成研修会 4回 参加者86人 ・地区食育推進事業委託 12回（公民館建て替え、参加者が集まらなかった等の理由により3回中止）
107	2	あつぎ市民ふれあい都市宣言	「市民ふれあい都市」を平成27年2月1日に宣言した。人と人とのつながりを深め、ふれあいの3つの柱「家庭づくり」「地域づくり」「まちづくり」の取り組みを着実に推進するため、様々な形で周知した。	本庁舎正面玄関壁面フィルムの貼付・のぼり旗の設置、啓発物品（ウェットティッシュ）の配布

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
108	2	市民活動を推進するための講座の開催	まちづくりの担い手である市民活動団体等を対象に、市民活動を効果的に実践するための手法、知識及び技能を習得するための講座を実施した。	市民協働スキルアップ研修 講師 厚木市ボランティア相談員 開催日 令和5年3月23日 参加者数 14人
109	2	まちなか活性化事業の実施	厚木市まちなか活性化プロジェクトと大学生が協働して、「にぎわいアドベンチャー隊」を立ち上げ、イベント等の企画・運営等を実施する。	SNSを活用した厚木の魅力発信のほか、ハロウィンイベントやバルーンラリー、よしもとお笑いライブ等を実施した。
110	2	まちなか活性化事業の実施	商業の活性化を図り、中心市街地のにぎわい創出を目的に広く商業者及び学識経験者等から意見を聴取し、今後の中心市街地活性化の施策を反映させる「厚木市まちなか活性化プロジェクト」を開催した。	<ul style="list-style-type: none"> ・厚木市まちなか活性化プロジェクト会議 第1回令和4年4月19日(火) 第2回令和4年12月22日(木) ・あつぎ青春劇場 落語会 9回 367人 カラオケ大会 9回 699人 ・にぎわい美化清掃 31回 279人
111	2	コミュニティ団体が行うセーフコミュニティ活動に対する支援	地域にセーフコミュニティ総合指導員等を派遣し、セーフコミュニティの研修会を行い、安心・安全活動に対する意識の醸成を図る。	地域や大学などで21回、1,153人に対し研修を行った。
112	2	市民参加及び市民協働に関する周知・啓発	市民参加及び市民協働に関する取組を周知するため、「広報あつぎ」への掲載等を行った。	市民協働提案事業及び市民活動推進補助金の周知 市民協働に関する研修の周知 夏休みボランティア体験 市民参加手続実施予定の公表ほか
113	2	夏休みボランティア体験	次世代の市民協働の担い手である若い世代に、ボランティア活動の機会を提供し、まちづくりに興味を持てる機会を提供した。	実施期間 7月22日～8月19日 参加者数 28人 受入団体数 9団体

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
114	2	ボランティアに関する相談事業の実施	ボランティア活動に悩みを抱えている団体や、ボランティアに興味を持つ方からの相談に対し、助言等を行った。 また、市民活動団体の活動内容に対し、講座やアドバイスを実施するコーディネート事業を実施した。	ボランティア相談員による相談件数 2件 窓口等職員による相談件数 12件

点検結果	<input type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会で行った意見等	1 おおむね妥当（平成22年度） 人材を生かす取組につなげるよう検討されたい。
令和4年度見直し(総点検)での結果	特になし

第 36 条関係

(住民投票)

第36条 市長は、市政の重要な事項について、厚木市内に住所を有する者の意思を直接確認するため、住民投票の実施に必要な事項について別に条例を定めることにより、住民投票を実施することができる。

2 市民、議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
115	1	厚木市住民投票条例の制定	厚木市自治基本条例第 36 条第 1 項の規定に基づき、厚木市住民投票条例を制定した。	令和 4 年度末時点では、本市において、住民投票に関する請求や相談等はない。

点検結果	<input type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会が付した意見等	1 評価不能（平成22年度～令和元年度） 第二項については住民投票が行われない限り、評価不能
令和 4 年度見直し(総点検)での結果	特になし

第 37 条関係

第37条 議会及び市長等は、まちづくりの課題を解決し、市民生活の向上を図るため、**必要に応じて、国及び他の地方公共団体との連携に努める**ものとする。

2 市民、議会及び市長等は、**厚木市の魅力、特性等に関する情報を発信することにより、市外の人々との交流を深めるとともに、市外の人々の意見をまちづくりにいかすよう努める**ものとする。

3 市民、議会及び市長等は、**国際的な視野に立ったまちづくりを推進するため、海外の都市等との連携及び交流に努める**ものとする。

4 市長等は、**連携及び交流に当たっては、その目的及び内容を公表するとともに、市民の参加を得て進める**ものとする。

5 市長等は、**市民が主体となり、市外の人々との交流を行うときは、必要に応じて、その活動を支援する**ものとする。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
116	1	災害時等における国、県、市町村との各種協定の締結	大規模地震対策特別措置法及び厚木市地域防災計画に定める防災訓練として実施するもので、災害対応能力の強化と市民の防災意識の一層の高揚による防災力の向上及び不測の事態にも対応できる行動力を養うことを目的として年1回実施した。	国、県、市町村と締結した災害時等における相互援助等を目的とした協定に基づき、防災訓練等の実施に当たり、相互協力に努めた。
117	1	防災姉妹都市の締結	平成8年7月24日、埼玉県狭山市と「防災姉妹都市」の協定を締結した。	狭山市職員との物資輸送訓練は新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、中止とした。

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
118	1	近隣市町村との広域連携	<p>次の広域団体等に参加し、活動を行った。</p> <p>1 広域行政連絡会 厚木市、秦野市、伊勢原市、愛川町、清川村、神奈川県県央地域県政総合センター（オブザーバー）、神奈川県湘南地域県政総合センター（オブザーバー）</p> <p>2 厚木愛甲まちづくり研究会 厚木市、愛川町、清川村</p> <p>3 厚木市海老名市広域行政研究会 厚木市、海老名市</p> <p>4 県央相模川サミット 厚木市、相模原市、海老名市、座間市、愛川町、清川村、神奈川県県央地域県政総合センター（オブザーバー）</p>	<p>1 広域行政連絡会 (1) 県央やまなみ地域における行政課題に関する神奈川県への要望を知事に提出し、地域に共通する課題の解決を図った。 (2) 令和元年度に策定した観光振興戦略に基づき、周遊観光推奨ルートの策定、モンベルクラブフレンドエリアへの登録及び広域観光イラストマップの修正・増刷を行い、広域観光の推進に努めた。</p> <p>2 厚木愛甲まちづくり研究会 広域行政連絡会と連携し、広域観光イラストマップの制作を行った。</p> <p>3 厚木市海老名市広域行政研究会 駐車場有料化、DXに関する情報交換等を行った。</p> <p>4 県央相模川サミット (1) 「カーボンニュートラル実現に向けた県央相模川サミットの取組について」について意見交換を行った。 (2) 「カーボンニュートラル推進に向けた共同宣言」を実施した。</p>
119	1	消防の広域化	<p>清川村からの消防の事務委託依頼に伴い、清川村内における災害対応はもとより、本市の市民サービスの向上や財政負担の軽減を図るため、消防の広域化（消防事務委託）を引き続き実施している。</p>	<p>平成28年4月1日から消防の広域化（消防事務委託）を継続的に実施している。</p> <p>令和4年度清川村からの消防広域化経費負担金 決算額 132,584,643円 火災件数 1件/年 救急件数 225件/年 救助件数 19件/年</p>

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
120	1	首都圏業務核都市首長会議構成市との連携	業務核都市の形成・整備を促進し、自立都市圏の形成を先導するため、首都圏業務核都市首長会議において、業務核都市の首長が意見交換、連絡調整等を行った。	<p>業務核都市21市による「首都圏業務核都市首長会議」において、意見交換や国土交通省への要望活動を実施した。</p> <p>次の4項目について、国土交通省宛て要望書を提出した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域の拠点及び首都機能のバックアップ拠点としての役割に係る交通インフラの整備促進 2 業務核都市の一層の活用 3 都市環境インフラの保全、再生、創出 4 多極化・地域活性化の推進
121	1	セーフコミュニティに取り組む自治体との連携	国内のセーフコミュニティに取り組む自治体で、セーフコミュニティ安全安心のまちづくり全国協議会を組織し、相互に連携・交流を図る。	セーフコミュニティ安全安心のまちづくり全国協議会を開催し自治体間の連携や情報交換、交流を図った。
122	1	消費生活相談業務に関する清川村との協定	清川村との協定に基づき、本市の消費生活センターで清川村民からの消費生活相談を受ける。	<p>令和4年度の清川村民の相談件数は14件</p> <p>清川村から厚木市に460千円の負担金が納入</p>
123	1	公共図書館の広域利用・相互利用	<ol style="list-style-type: none"> 1 県央地区8市1町1村 県央地区の厚木市、相模原市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町及び清川村が広域利用協定を締結し、県央地区の住民による地区内全ての図書館の広域利用を実施 2 平塚市 相互利用協定を締結し、図書館相互利用を実施 	<p>広域利用登録者 (平塚市相互利用を含む) 40,306人</p>

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
124	2	あつぎ食ブランド推進事業	<p>1 目的 過去に都道府県以上の食のコンテストなどで入賞したのものや、古くから市民に愛され続けるものをあつぎ食ブランドとして認定し、食を通じた観光振興を図る。</p> <p>2 認定 あつぎ食ブランド選定委員会に審査を依頼し、あつぎ食ブランド認定基準に適合すると認められたときは、あつぎ食ブランドと認定する。現在 60 品があつぎ食ブランドとして認定されている。</p> <p>3 認定期間 認定の決定があった日から3年後の日の属する年度の3月31日まで</p>	<p>あつぎ食ブランドを紹介するパンフレット及びポスターを作成し、本市の魅力を広く周知した。</p> <p>パンフレット作成部数 = 2,000部 ポスター作成枚数 = 30枚 新規認定品 = 5品</p>
125	2	観光情報発信事業	<p>本市の観光情報を広く紹介宣伝し、観光客の誘致拡大を図るとともに、ターゲットを絞った効果的な情報発信の取り組みを進める。</p>	<p>厚木市内を中心としたハイキングマップ「厚木ハイキングマップ」を修正増刷し、ハイカーに利便性の高い情報提供を行った。増刷部数 10,000部</p>
126	2	にぎわいまちの魅力創造事業の実施	<p>季節感あふれるイベントの実施を通じ、中心市街地の楽しさを来街者に提供、発信することで、街の魅力を引き出し、地域内のにぎわい創出とイメージアップ、商業の活性化を図るイベントを開催した。</p>	<p>「あつぎジャズナイト2022」は感染症対策に配慮し、8月26日に厚木公園で3年振りに開催。来場者は約4,000人。</p> <p>「あつぎイルミネーション2022」は10月29日から2月14日までの期間で、本厚木ミロード及び小田急電鉄との共催で、本厚木駅前を装飾した。</p>

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
127	2	にぎわい爆発あつぎ国際大道芸開催事業の実施	中心市街地の複数の会場で、市内外からの来街者が大道芸を鑑賞できるイベントを開催する。	「にぎわい爆発あつぎ国際大道芸2022」は、11月12・13日の2日間、中心市街地の11箇所を会場として、3年ぶりに開催した。来場者は2日間で3万5千人。
128	2	郷土が誇る伝統芸能の公開・普及	国指定重要無形民俗文化財又は県指定重要無形民俗文化財「相模人形芝居」の保存団体である4市5座の公演及び県指定重要無形民俗文化財「相模のささら踊り」の保存団体である6市8団体の公演を共催することにより、市の伝統芸能について広く情報発信に努める。	<p>1 第44回相模ささら踊り大会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日程 令和4年7月27日(水) ・場所 荻野運動公園体育館 メインアリーナ ・参加団体 愛甲・長谷ささら踊り 盆唄保存会(厚木市) 足柄ささら踊保存会 (南足柄市) 遠藤民俗芸能保存会・ 葛原芸能保存会(藤沢市) 綾瀬ささら踊り保存会 (綾瀬市) 秦野ささら踊り保存会 (秦野市) 海老名ささら踊り保存会 (海老名市) <p>2 第50回記念相模人形芝居大会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日程 令和5年2月12日(日) ・場所 厚木市文化会館大ホール ・参加団体 相模人形芝居長谷座、 林座(厚木市) 足柄座(南足柄市)、 下中座(小田原市)、 前鳥座(平塚市)

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
129	2	様々なメディアを利用した市内外への情報発信及びシティセールスの推進	市の魅力や特性となる地域資源などを市内外へ効果的に情報発信し、本市に対する評価や期待を高めることにより、市内在住者や来訪者の満足度を向上させ、定住・交流人口の増加、地域の活性化に向けた取組を実施した。	<p>市の魅力や特性となる地域資源を様々な媒体を通じて市内外へ効果的及び積極的に情報を発信し、シティセールスの推進に努めた。</p> <p>■媒体 広報あつぎ、ポスター、パンフレット、市ホームページ、インスタグラム、ツイッター、あつぎ元気Wave (CATV)、デジタルサイネージ(あつナビ)、ユーチューブ、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、イベントなど</p> <p>■令和4年度主なPR ・広報あつぎ 市の魅力などを紹介 (R4.4.1~R5.3.31) ・市勢ガイド 「あつぎのきほん」を作成 発行28,000部 (R5.3.17) ・ケーブルテレビ 広報紙と連動した番組の放映 (R4.4.1~R5.3.31) ・FMヨコハマでの放送 「エリアナビ」 ・TVKでの放映 「猫のひたいほどワイド」 ・日刊紙にイベントの広告を掲載 ・インスタグラムとツイッターを活用して、市の魅力を発信</p>
130	3	スポーツ交流事業	国内外の友好都市等とスポーツを通じた交流を進め、スポーツ活動の普及振興を図るとともに、相互理解と友好親善を図る目的に厚木市の選手団を派遣する。	友好都市の秋田県横手市の『よこてシティハーフマラソン』への選手派遣を行った。

No.	項	名称	目的と内容	R4年度実績
131	4	海外及び国内の友好都市との交流への市民参加と事業実績及び交流予定事業の公表	海外及び国内の友好都市との交流事業の実施に当たっては、その目的や内容を公表し、派遣や受入れについて、市民参加を得て実施するとともに、交流実績及び交流予定事業について、その内容等を市ホームページ上で公表した。	令和3年度実績及び令和4年度予定について、厚木市ホームページ上で公表した。また、本厚木駅前東口地下道ロードギャラリーにおいて令和4年度の交流事業を紹介する展示を開催したほか、友好交流ニュースレターを2回発行し、ホームページ上で公表した。
132	4	事業の実施状況をこども未来部 Facebook 上で公開(あばしり青少年自然文化体験研修事業)	あばしり青少年自然文化体験研修について、子どもたちの現地での活動状況について、こども未来部 Facebook を活用して配信することにより、参加者の保護者や市民に対して事業への理解を得る事を目的とする。	【投稿件数】29件 北海道網走市滞在中の訪問団の様子や、訪問先の様子をこども未来部 Facebook にて配信し、延べ388件の「いいね」や「コメント」があった。
133	5	厚木市国際交流事業補助金の利用促進等	市民相互の国際交流の輪を発展させるため、「厚木市国際交流事業補助金交付要綱」に基づき、支援を実施した。	湘北短期大学が実施した国際交流事業に対し、補助金を交付した。
134	5	国内都市との交流促進制度の確立	市民が主体となって進める国内友好都市との交流事業をより一層促進するため、「厚木市国内友好都市交流事業補助金交付要綱」に基づき支援を実施した。	厚木市バスケットボール協会が実施した糸満市との交流事業に対し、補助金を交付した。

点検結果	<input type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会で行った意見等	<p>1 おおむね妥当（平成22年度）</p> <p>（1）情報発信を効果的に行うため、PR方法に様々な方策を取り入れるべきである。また、市外の人々の意見をまちづくりに生かすための取組も検討されたい。</p> <p>（2）継続的に交流することが肝要ではないか。</p> <p>（3）市民に対して積極的に交流事業の周知を図られたい。</p> <p>（4）国内の人々との交流のための制度を設けることを検討されたい。</p> <p>2 妥当（平成23年度）</p> <p>市民に対して分かりやすい公表に努められたい。</p>
令和4年度見直し(総点検)での結果	<p>逐条解説の改訂が必要</p> <p>表記の修正を行い、より分かりやすい解説となるよう逐条解説を改めました。</p>

第10次厚木市総合計画個別計画一覧

令和5年4月30日現在

まちづくりのビジョン (基本政策)	個別計画名	計画期間等	概要	担当課
1 命、財産を守り抜くまち	厚木市防災都市づくり計画	令和5年度～令和22年度	誰もが安心して安全に暮らせる災害に強い都市を目指して、防災を明確に意識した都市づくりを推進するため、多様な災害に対応した防災都市づくりの基本方針及び具体的な施策等を示す計画です。	都市計画課
	厚木市地域防災計画	平成24年度策定(令和4年度改定)	台風、地震、水害、火災、その他災害による人的被害を未然に防ぐために策定した市域の防災行政の指針となる計画です。 地域の防災を進め、市民の生命や財産を守り、社会秩序の維持と公共の福祉を確立することを目指します。	危機管理課
	厚木市耐震改修促進計画	令和4年度～令和12年度	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、建築物の耐震化の目標や耐震化を促進する施策等を定めた計画です。	建築指導課
2 生き生きと暮らせるまち	第4次厚木市男女共同参画計画	令和5年度～令和9年度	男女がお互いを尊重し、家庭、地域、職場など、あらゆる場で個人の能力を発揮することができ、生き生きと暮らせる社会の実現を目標とし、市民と行政が協働で取り組むことにより、男女共同参画の一層の推進を目指すための計画です。	市民協働推進課
4 人が集い、交流し、生むまち	厚木市住生活基本計画	令和5年度～令和14年度	住宅政策の基本理念や基本方針を定め、住宅政策を総合的かつ計画的に進めるための基本的方向性を示す計画です。	住宅課
	本厚木駅周辺歩いて楽しいまちづくり推進計画	令和4年度～令和22年度	官民一体となって、「2つの結節点から拡がり、豊かな日常の光景が点在する歩いて楽しいまち」を実現するため、まちづくりの方針やエリア別の目指すまちの姿などを定めた計画です。	市街地整備課
5 と環境に優しく、自然共生するまち	厚木市地球温暖化対策実行計画	令和3年度～令和12年度	「地球温暖化対策の推進に関する法律」や「神奈川県地球温暖化対策計画」など、国・県等の関連法・施策を踏まえ、本市の自然的・社会的条件を考慮しつつ、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進など、温室効果ガス排出削減に向けた具体的な施策を推進するための計画です。	環境政策課

令和4年度情報公開・情報提供制度の運用状況（R5.3.31現在）

1 情報公開・情報提供

区 分		令和4年度	令和3年度
		件 数	件 数
情報公開※1（うち電子申請）		207（58）	144（57）
情報提供※2	有償刊行物の販売	21	53
	資料の閲覧等	216	269
	コピー利用	1,934	2,015
	パンフレット配布	657	455
	その他（案内等）	401	423
合 計		3,436	3,359

※1 情報公開の件数については、1枚の公開請求書において複数の行政文書の公開請求があり、内容が複数の課にわたる場合でも、件数としては1件としてカウントし、1枚の公開請求書に対して、複数に分けて公開等決定した場合でも、公開請求書が1枚の場合には、件数としては1件としてカウントする。このため、情報公開の件数と2情報公開の実施機関の合計数は一致しません。

※2 情報提供は、市政情報コーナーの利用者数

2 情報公開の実施機関

区 分		件数	区 分		件数
市長部局	市長室	16	教育委員会	教育総務部	26
	政策部	1		学校教育部	6
	総務部	22		社会教育部	3
	財務部	33		小 計	35
	福祉部	2	病院事業管理者	2	
	市民健康部	6	選挙管理委員会	4	
	こども未来部	7	監査委員	1	
	協働安全部	7	農業委員会	1	
	環境農政部	15	固定資産評審会	0	
	産業振興部	9	公平委員会	0	
	まちづくり計画部	49	議会	2	
	都市整備部	23	処分権限を有する指定管理者	0	
	道路部	9	小 計	10	
	会計課	0	合 計	258	
	消防本部	14			
小 計	213				

3 情報公開請求等の処理内容

区 分	件数
全部公開	131
一部公開	82
非公開	33
（うち文書不存在）	32
取下げ	12
公開請求却下	0
合 計	258

4 情報公開決定処分に対する審査請求の状況

情報公開審査会	件数
審査請求の件数	0
諮問件数	0
審査中	0
答申件数	0

5 情報公開の実施機関別処理状況

実施機関名	合計	全部公開	一部公開	非公開	取下げ	公開請求却下
市長	213	104	71	27	11	0
病院事業管理者	2	0	2	0	0	0
教育委員会	35	25	7	2	1	0
選挙管理委員会	4	1	2	1	0	0
監査委員	1	0	0	1	0	0
農業委員会	1	0	0	1	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0
議会	2	1	0	1	0	0
処分権限を有する指定管理者	0	0	0	0	0	0
合計	258	131	82	33	12	0

6 一部公開決定・非公開決定の該当条項別処理状況

	非公開条項等	件数
一部公開	第7条第1号	42
	第7条第2号	27
	第7条第6号	1
	第7条第1号、第2号	10
	第7条第1号、第3号	1
	第7条第1号、第2号、第4号	1
	小計	82
非公開	第7条第1号、第4号	1
	第11条第2項 文書不存在	32
	小計	33
	合計	115

7 出資法人等における情報公開申出の処理件数等

出資法人等の名称	利用者数	申出件数	全部公開	一部公開	その他
(財)厚木市スポーツ協会	0	0	0	0	0
(財)厚木市勤労者福祉サービスセンター	0	0	0	0	0
(財)厚木市文化振興財団	0	0	0	0	0
(財)厚木市環境みどり公社	1	1	0	1	0
(社)厚木市シルバー人材センター	0	0	0	0	0
(社福)厚木市社会福祉協議会	0	0	0	0	0
合計	1	1	0	1	0

令和4年度個人情報保護制度の運用状況(R5.3.31現在)

1 個人情報取扱事務及び個人情報ファイルの登録件数(R5. 4. 1現在)

実施機関名	個人情報取扱事務	個人情報ファイル
市長	533	459
消防長	70	27
病院事業管理者	11	7
教育委員会	1,020	290
選挙管理委員会	9	8
公平委員会	0	0
監査委員	0	0
農業委員会	17	7
固定資産評価審査委員会	0	0
合計	1,660	798

※個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の適用に伴い、令和5年4月1日現在としています。

2 実施機関別利用状況

実施機関名	開示請求	訂正請求	利用停止請求	苦情の申出
市長	42	0	0	0
病院事業管理者	61	0	0	0
教育委員会	9	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0
議会	0	0	0	0
処分権限を有する指定管理者	0	0	0	0
合計	112	0	0	0

3 請求及び申出についての処理状況

開示請求	開示	一部開示	不開示	不存在	取下げ	却下
	84	19				
訂正請求	訂正	不訂正	/			
	0	0				
利用停止請求	利用停止	不利用停止				
	0	0				
苦情の申出	是正	不是正				
	0	0				

※1枚の開示請求書に対して、複数に分けて開示等決定した場合でも、開示請求書が1枚の場合には、件数としては1件としてカウントする。このため、2 実施機関別利用状況の件数と3 請求及び申出についての処理状況の合計数は一致しません。

4 実施機関別審査請求の件数

実施機関名	件数
市長	0
病院事業管理者	0
教育委員会	0
選挙管理委員会	0
公平委員会	0
監査委員	0
農業委員会	0
固定資産評価審査委員会	0
議会	0
処分権限を有する指定管理者	0
合計	0

5 審査会への報告

- (1) 令和3年度個人情報保護制度の運用状況について
- (2) 個人情報取扱事務及び個人情報ファイル登録について

6 審査会の開催状況

審査会の開催状況	案 件
5月20日	(仮称)厚木市個人情報保護法施行条例等制定の考え方について
6月21日	厚木市個人情報保護条例と改正個人情報保護法の比較による改正条例の方向性について
6月27日	厚木市個人情報保護条例と改正個人情報保護法の比較による改正条例の方向性について
7月26日	厚木市個人情報保護条例の改正に係るパブリックコメントについて
10月18日	1 厚木市個人情報保護審査会の会長及び職務代理の選出について 2 令和3年度個人情報保護制度の運用状況について 3 個人情報取扱事務及び個人情報ファイル登録について 4 厚木市個人情報保護条例等の改正等について
3月30日	個人情報取扱事務登録簿及び個人情報ファイル簿について

厚木市自治基本条例 取組概要報告書

〔対象年度：令和4年度〕

点検対象外

(第6条、第8条、第12条から第14条関連)

No.	条	取組事項の名称	取組事項の目的と内容	担当課	令和4年度の実績	取組による効果
1	6	老人憩の家の管理に関する基本協定	指定管理者と平成24年4月1日から平成29年3月31日まで基本協定を締結し、指定管理の業務範囲の中に施設の防犯、防火及び警備に関する業務を定めた。	地域包括ケア推進課	令和4年4月1日から令和9年3月31日までの基本協定に基づき、指定管理による施設の防犯、防火及び警備に関する業務を実施した。	防犯、防火及び警備に関して適切に備えることができた。
2	6	災害支援型自動販売機の設置	「災害時における飲料の確保に関する協定」に基づき、災害時に在庫飲料製品を無償で提供できる災害支援型自動販売機の設置などについて定めた「災害支援型自動販売機の設置等に関する協定」を事業者と締結し、公共施設や公園等に災害支援型自動販売機を設置した。	危機管理課	(1) 事業者 ・(株)伊藤園 ・コカ・コーラ セントラル ジャパン(株) ・サントリービバレッジソリューション(株) (2) 設置台数 累計 87台	災害時の飲料水を確保することで、市民の安心・安全に寄与した。
3	6	武力攻撃から市民の生命、身体及び財産の保護のための施策	市民の生命、身体及び財産の保護のため、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき、各種対策を実施した。	危機管理課	防災行政無線を用いた全国一斉自動試験放送(J-ALERT)を実施した。	自動起動装置の正常確認ができた。
4	6	災害時協力協定の締結	東日本大震災を受け、大規模災害時における市民等の生命、身体を守るための事前対策の一つとして、課題が浮き彫りとなった様々な事象について、民間業者等と協定を締結し、防災対策の強化を図った。	危機管理課	締結済みの協定について、協定内容の修正等を実施した。 また、新たに協定を締結した。 全協定数 139(令和5年3月現在)	現状に即した協定内容に修正及び新たな協定を締結し、災害時に迅速な対応ができるような体制を構築した。
5	6	災害時等における国、県、市町村との各種協定の締結	大規模地震対策特別措置法及び厚木市地域防災計画に定める防災訓練として実施するもので、災害対応能力の強化と市民の防災意識の一層の高揚による防災力の向上及び不測の事態にも対応できる行動力を養うことを目的として年1回実施した。	危機管理課	国、県、市町村と締結した災害時等における相互援助等を目的とした協定に基づき、防災訓練等の実施に当たり、相互協力に努めた。	協定自治体との連携が図られた。
6	6	総合防災訓練の実施	本市に被害を及ぼす大規模な地震を想定し、防災関係機関及び市内218の自主防災隊を中心に、市民一人一人が実践的な訓練を基礎とした防災訓練を行うことにより、身体安全の確保及び自主防災隊の組織強化並びに本市における防災体制の確立と防災意識の高揚を図ることを目的とした。	危機管理課	地域で実施する総合防災訓練の内容については、市内185の自主防災隊(参加人数8,893名)が、避難所開設訓練、シェイクアウト、情報伝達、避難誘導及び初期消火訓練等、新型コロナウイルス感染症に配慮した上で、各地域の実情に即した実践的な訓練を実施した。	市民の防災意識の向上や関係機関との連携が図られた。
7	6	防災姉妹都市の締結	平成8年7月24日、埼玉県狭山市と「防災姉妹都市」の協定を締結した。	危機管理課	狭山市職員との物資輸送訓練は新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、中止とした。	
8	6	防災行政無線情報サービス	防災行政無線で放送した内容や緊急性のある災害情報などをメールで配信した。	危機管理課	防災行政無線のメールマガジンの登録者数:11,744人(R5.3現在) パンフレット、ハザードマップ、防災講話等で登録の周知 令和4年度配信件数 163件 主な配信内容 ・災害情報 ・火災情報 ・熱中症注意情報 ・行方不明者情報 ・振り込め詐欺情報 など	メールマガジン登録者に対して、迅速に情報発信し、注意喚起等が図られた。

No.	条	取組事項の名称	取組事項の目的と内容	担当課	令和4年度の実績	取組による効果
9	6	避難所運営委員会の運営支援	地域住民と市職員により組織されている避難所運営委員会の運営を支援した。	危機管理課 各地区市民センター	災害時等における避難所の運営を行うために、地域住民と市職員により組織されている避難所運営委員会の会議・研修会の開催、防災訓練の実施などの活動を支援した。	各委員会で避難所運営マニュアルの見直しや避難所運営訓練を実施し、より良い避難所運営ができるような体制の構築を図ったほか、全体会議を開催し、情報の共有化が図られた。
10	6	自動体外式除細動器（AED）設置	救命率の更なる向上を図るため、緊急時に、多くの市民の方々がAEDを使用できるように設置した。	救急救命課	AEDを27台新規設置し、効果的かつ効率的な配置を行い、市民が安心安全な環境を整備した。 （児童館25施設、環境センター、資源化センター）	身近な公共施設や店舗等にAEDがあることで、救命率の向上が期待でき、安心安全なまちづくりが推進された。
11	6	応急手当普及啓発活動の実施	救命率を向上させるには、救急現場に居合わせた人（バイスタンダー）の適切な応急手当が重要であることから、応急手当講習会を開催し、市民等への応急手当普及啓発を促進した。	救急救命課	救命講習会実績 ・実施回数：202回 ・受講者数：6,726人 内訳 ・上級救命講習会 1回29人 ・普及員救命講習・普及員再講習会 8回 98人 ・普通救命講習（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） 112回 3,257人 ・修了証未交付の短時間講習（3時間未満）81回 3342人	イベント、広報あつぎ及び市ホームページ等を活用して応急手当の重要性を広く市民にPRするとともに、救命講習会を開催したことにより、厚木市における心肺停止傷病者への応急手当実施率は69.1%で全国数値50.6%（令和3年中）を上回り、応急手当の普及促進を図ることができた。
12	6	公共下水道整備事業として雨水管整備を実施	浸水被害の軽減等を目的とした下水道計画（雨水）に基づく整備を実施した。	下水道施設課	雨水管整備工事や設計委託を実施した。 雨水管整備工事 4件 雨水貯留管整備工事（継続） 1件 実施設計委託（雨水） 2件	雨水管整備を実施することにより、浸水被害の軽減を図ることができた。
13	6	下水道の維持管理として補修、点検の実施	下水道施設を健全な状態で維持し、機能保全を図るため、管渠の浚渫や補修、点検調査などを実施した	下水道施設課	維持管理を実施するため工事や委託を実施した。 管きよ浚渫委託 2件 管渠等施設修繕 2件 構造物損傷復旧工事 3件 管きよ点検調査委託 3件	機能保全が図られ、安全で安心して使用できる施設とした。
14	6	災害時医療救護体制の整備	災害時に、限られた人的資源等を最大限活用するため、病院、医療救護所等の緊密な連携に基づいた医療救護体制の整備を図る。	健康長寿推進課	厚木医師会、歯科医師会及び薬剤師会が参加し、医師会等が導入する安否確認システムを使用し、災害時の医療機関情報の収集訓練を実施した。	医師会が導入している安否確認システムを活用し、災害時に市が市内医療機関の情報を収集する体制づくりが構築できた。
15	6	自転車ヘルメット購入費助成事業の実施	交通事故で負う頭部の怪我から自転車運転者を保護し、また、市民への自転車ヘルメット着用を促すため購入費の一部を助成する。 自転車ヘルメット購入費の一部を助成（1,000円）（市内18店舗）	交通安全課	ヘルメット助成個数 1,684個 ・幼児 604個 ・小学生568個 ・中学生87個 ・高校生30個 ・一般 206個 ・高齢者189個	ヘルメットの一部助成を行なうことにより、自転車乗車時におけるヘルメット着用等の交通安全に対する啓発を行なうことができた。
16	6	幼児2人同乗用自転車購入費助成事業の実施	平成21年7月1日神奈川県道路交通法施行細則の改正により、幼児2人同乗用自転車（幼児2人を同乗させる場合の安全性に配慮した自転車）に限り3人乗りで運転することが許可された。市では、自転車利用者の安全を図るとともに子育て支援事業の一環として、平成22年度から幼児2人同乗用自転車を購入した保護者に対し、その費用の一部を助成（上限16,000円）（市内6店舗）	交通安全課	交付実績 6件	一部助成を行うことで、子育て支援及び自転車の安全利用を促した。

No.	条	取組事項の名称	取組事項の目的と内容	担当課	令和4年度の実績	取組による効果
17	6	放置自転車対策の実施	放置自転車の指導啓発・整理業務、保管場所の維持管理及び移動作業業務を実施し、放置自転車ゼロを目指すとともに、良好な生活環境の保持に努める。	交通安全課	放置自転車整理業務 360日 放置自転車移動台数 657台 放置自転車台数 5台（昨年度比-1） ※本厚木駅周辺19ポイントにおける14時時点の瞬間放置自転車台数	安心で安全な生活環境の保持のため、放置自転車を排除することにより歩行者の安全と円滑な通行の確保が図られた。
18	6	交通安全運動の実施	市内15地区の主要道路に監視所を設置し、交通安全の啓発、交通指導を実施するとともに、高齢者事故や自転車事故の割合が高いことから、交通関係団体と連携を図りながら、高齢者向け安全教室や自転車安全運転及び交通安全教室を積極的に開催し、交通事故の未然防止を図った。また、交通関係団体が行う交通安全啓発活動等を支援した。	交通安全課	令和4年 交通事故件数 617件（昨年比△94件） 死者数 6人（昨年比0人） 負傷者数 709人（昨年比△112人）	交通事故件数は年々減少している。交通安全関係団体と連携を図り、高齢者向け安全教室を始め、自転車安全運転教室や自転車のマナーアップによる、交通事故防止活動の効果が図られている。
19	6	注意看板の設置	地元自治会等からの要望に基づき、歩行者及び自動車等の運転者に対し交通事故防止の注意喚起を図るため、危険箇所に注意看板を設置した。	交通安全課	看板等設置数 348基	危険箇所に看板を設置することにより歩行者や運転者への注意喚起を図られた。
20	6	公民館避難訓練の実施	公民館利用者が安心して、安全に公民館を利用していただくため、災害発生時に迅速かつ的確な避難誘導行動及び被害状況の把握ができるように、消防計画に基づき避難訓練を年2回実施。	社会教育課	【参加者】公民館職員及び利用者。（公民館職員のみの場合も有り） 【実施時期】夏（6月～9月）頃と冬（1月～3月）頃に実施。 ※参加者及び実施時期については、公民館ごとに異なる。	訓練を行う事により、災害発生時の的確な避難誘導行動を把握し、防災に対する意識を高めることができた。
21	6	厚木市営体育施設等の維持管理・補修事業	安心で安全、かつ快適なスポーツ活動ができるよう適切な維持管理及び維持補修を行い、スポーツ環境の整備を図った。	スポーツ推進課	飯山グラウンド野球場A B面バックネット改修修繕、及川球技場A棟B棟外壁防水改修工事を始めとする維持管理・補修事業を実施した。	安心で安全、かつ快適なスポーツ活動ができるよう適切な維持管理及び維持補修を行い、スポーツ環境の整備を図った。
22	6	路上喫煙禁止区域における啓発活動の実施	本厚木駅及び愛甲石田駅周辺の路上喫煙禁止区域における啓発活動の実施	生活環境課	活動回数 5回 参加者数 123人	駅前で啓発活動を実施することにより、路上喫煙禁止・ポイ捨て行為の禁止に対する意識の高揚を図ることができた。
23	6	スズメバチの巣の駆除	市民から通報があったスズメバチの巣の駆除を実施した。	生活環境課	駆除件数 402件 調査回数 132件	スズメバチの巣の駆除を行うことにより、安全な市民生活の確保を図ることができた。
24	6	防犯啓発活動の実施	防犯キャンペーンやイベントを実施し、防犯啓発物品を配布することにより、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図る。	セーフコミュニティくらし安全課	・暴力追放・街頭犯罪防止キャンペーン ・防犯啓発活動キャンペーン 番屋・移動番屋での防犯啓発物品の配布 配布数 4017個配布	防犯活動を実施することにより、市民の防犯意識の高揚が図られた。
25	6	防犯カメラ設置費補助制度の実施	犯罪を抑止する効果がある防犯カメラの設置を促進するため、自治会等が設置する防犯カメラの設置に係る経費の一部を補助する。	セーフコミュニティくらし安全課	防犯カメラ設置費補助金交付台数 7台（4団体）	地域の目を補完するものとして、犯罪抑止の効果を発揮するとともに、犯罪発生時における警察の捜査の犯人特定や早期検挙につながる役割を果たし、市民に安心感を与えることができた。

No.	条	取組事項の名称	取組事項の目的と内容	担当課	令和4年度の実績	取組による効果
26	6	防犯灯の設置	夜間における防犯効果を高め、犯罪や非行等の未然防止を図り、市民の安全を確保することを目的に自治会等の申請に基づき、LED防犯灯を設置する。	セーフコミュニティ 暮らし安全課	防犯灯設置 114灯 (直付け：84灯、ポール：30灯)	夜間におけるひたくりなどの街頭犯罪から市民の安心・安全を確保するため、LED防犯灯を設置することにより、道路上の見通しの悪い箇所や暗闇などの解消が図られた。
27	6	セーフティーベストの着用による防犯活動の実施	セーフコミュニティ推進地区を始めとした各種防犯協力団体等へセーフティーベストを配付して、自主防犯活動を促進する。	セーフコミュニティ 暮らし安全課	・セーフティーベスト購入枚数 300枚 ・セーフコミュニティ推進地区配布枚数 80枚(5枚×16地区) ・その他防犯協力団体配布枚数 63枚(16団体)	セーフティーベストを着用した防犯活動を行うことにより、事件や事故の抑止力を高めるとともに、パトロール実施者の安全性の確保と防犯意識の向上を図った。
28	6	本厚木駅周辺環境浄化対策の実施	繁華街の防犯活動の拠点である『あつぎセーフティーステーション番屋』を運営するとともに、本厚木駅周辺における環境浄化対策事業としてパトロールを展開し、市民の体感治安向上と安心・安全なまちづくりを推進する。	セーフコミュニティ 暮らし安全課	あつぎセーフティーステーション番屋の運営 ・一般訪問者数 4月～3月 2,991人(月平均約250人) 道路案内、イベントの情報提供、防犯情報の提供 ・地下会議室利用者数 4月～3月 411人(月平均約34人) 各種会議、打合せ ・パトロール・清掃活動での利用者数 4月～3月 908人(月平均約75人) パトロール・清掃活動控室等 年末年始パトロール実施期間 令和4年12月29日から 令和5年1月3日まで (1月1日除く)	「あつぎセーフティーステーション番屋」の運営及び客引き行為等指導員による客引行為等の取締りや、関係団体によるパトロールを実施し、本厚木駅周辺の体感治安の向上と犯罪の未然防止を図った。
29	6	ケータイSOSネット(メールマガジン)	警察からの情報提供により、犯罪や不審者などの情報を電子メールで携帯電話に発信を行い、市民の防犯対策に役立てる。	セーフコミュニティ 暮らし安全課	1 登録者数 8,648人 (令和4年3月31日現在) 2 配信回数 165回	警察からの情報提供により、犯罪や不審者などの情報を電子メールで登録者の携帯電話に発信するとともに、防犯対策のヒントとなる「防犯一口メモ」を併せて配信し、防犯意識の高揚と地域の安心・安全活動の活性化を図った。
30	6	消費生活相談・消費者意識啓発事業	消費者を取り巻く経済情勢が大きく変化している中、消費生活相談の実施により、消費者トラブルに巻き込まれた市民への早期解決に向けた助言を行うとともに、各種啓発事業を行うことにより、被害の未然防止に努めた。	セーフコミュニティ 暮らし安全課	・消費者トラブルに巻き込まれた市民への相談業務 令和4年度 1,391件 ・消費者トラブルに遭わないための各種啓発活動の実施 (1)消費者問題講演会 計1回 (2)出前講座 計8回 参加者676人 (3)街頭キャンペーン及び公民館まつり等でのチラシの配布活動 計3回 ・移動番屋における啓発活動 計102回 参加者5,611人 ・「消費生活懇話会」により、消費者問題の研究を行うとともに、消費者啓発活動を行った。	個人情報の漏洩や新たな悪質商法を未然に防止するための啓発活動を推進した。
31	6	セーフコミュニティの推進	市民、各種団体、行政などが連携・協力して、事故やけがの予防対策に取り組むことにより、市民が健康で安心・安全に暮らせるまちをつくる。	セーフコミュニティ 暮らし安全課	取組の方向性や方針などを決定するセーフコミュニティ推進協議会の下、7つの対策委員会や16の安心・安全セーフコミュニティ推進地区などが地域の実情に応じた対策を検討・実施した。	市民、各種団体、行政などが連携・協力して健康で安心・安全に暮らせるまちづくりを推進することができた。
32	6	博物館等避難訓練の実施	博物館等利用者が安心して、安全に施設を利用していたくため、災害発生時に迅速かつ的確な避難誘導行動及び被害状況の把握ができるように、消防計画に基づき避難訓練を各施設で年1回実施。	文化財保護課	【参加者】博物館職員及び岸邸管理人 【実施時期】あつぎ郷土博物館(9月4日)、古民家岸邸(3月16日)。	訓練を行う事により、災害発生時の的確な避難誘導行動を把握し、防災に対する意識を高めることができた。

No.	条	取組事項の名称	取組事項の目的と内容	担当課	令和4年度の実績	取組による効果
33	6	第69回文化財防火デーに伴う消防訓練	昭和24年1月26日法隆寺金堂の焼損により制定された「文化財防火デー（1月26日）」に合わせて、消防署、文化財所有者等の協力を得て、防火訓練などの文化財防火運動を実施した。	文化財保護課 厚木消防署 南毛利分署	令和5年1月22日（日）午前9時から午前10時20分まで、「春日神社（温水736番地）」にて、訓練を実施した。 【訓練内容】 春日神社氏子総代は火災を発見し、119番通報（訓練）を実施し、春日神社関係者及び周辺自治会関係者（自主防災隊）は初期消火訓練、本殿内宝物（模擬）の搬出訓練を実施した。 また、消防団及び消防署の部隊は消火訓練を実施した。	訓練により、文化財愛護意識の高揚及び市民の防火、防災意識の向上が図られた。
34	6	安全管理マニュアルの作成、保育所給食食材の放射能検査	施設、不審者、食中毒等の対応及び保育所給食食材の放射能検査を実施した。	保育課	保育所安全管理規定に基づき、施設の点検及び関係機関との連携等を日頃から行っている。また不審者対応訓練及び護身術訓練等を実施している。 食中毒マニュアルを作成し、普段から手洗いうがい、トイレや調理室の消毒を行っている。 平成24年3月からは、定期的に保育所給食食材の放射能測定をしている。	安全な保育環境及び安全、安心な給食の提供ができた。
35	6	火災予防運動の実施	火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的として実施した。	予防課	秋季火災予防運動 令和4年11月9日～15日 春季火災予防運動 令和5年3月1日～7日 上記の予防運動期間中に、ホームページへの掲載、市内事業所等へのポスター掲示、自衛消防隊消火指導会の開催、あつぎビジョン（文字放送）、消防本部及び各署並びに市内歩道橋への横断幕の設置、市内ビルへの懸垂幕の設置、消防本部正面入り口等への立て看板等の設置、社会福祉施設で消防演習の実施、一人暮らし高齢者宅の住宅防火診断等、木造飲食店等密集地域における火災予防啓発による広報活動や市内事業所等や路線バスへの立入検査の実施等を行った。	広報あつぎ及び市ホームページを活用し、火災予防運動の取組み等を掲載し、市民に広く周知した。消防庁舎等に火災予防運動用の懸垂幕や横断幕等を掲出し広報活動を実施するとともに火災予防を目的とする立入検査を実施した。また、事業所の職員を対象に消火指導会を開催したほか、木造飲食店等密集地域における火災予防啓発を実施し、市民及び事業所職員の防災意識向上に努めた。また、ひとり暮らしの高齢者を対象とした住宅防火診断を実施し、「火気の設置・使用状況」や「防火に関する日ごろからの心がけ」等の項目について診断し、その結果に応じた防火対策のアドバイスができた。
36	6	住宅防火対策の推進	住宅用火災警報器、住宅用消火器等及び防災製品使用の必要性、重要性を広く市民に周知し、住宅用火災警報器等の設置促進を図り住宅防火対策を推進した。	予防課	年間を通じて、消防職員が戸建住宅等を中心に、訪問をし、住宅用火災警報器の設置及び維持管理、住宅用消火器等及び防災製品使用の必要性、重要性を周知するとともに、住宅用火災警報器の設置状況の調査を実施した。	ひとり暮らしの高齢者宅への住宅防火診断や様々なイベントを通じて防火指導、広報を実施し、住宅用火災警報器の設置率の向上を図ることができた。 住宅用火災警報器設置率 89.0%
37	6	防火管理体制充実の推進	防火対象物の使用形態が多様化し防火管理体制が複雑化していることから、各事業所等における防火意識及び防災力の向上を図り、災害時における防火管理体制の充実強化を目的に実施した。	予防課	・自衛消防隊消火指導会（2回実施） 第1回目10月17日（月） 第2回目11月14日（月） 参加人数等（19事業所41人） ・防火教室（2回実施） 学校法人和田学院 伊勢宮幼稚園 10月24日（月） 学校法人愛泉学園認定こども園 厚木のぞみ幼稚園 10月26日（水） 参加人数合計（保育園児213人、教職員15人）	・防火管理に係る研修会の実施により、事業所の防災を担う職員の火災予防知識・技術・経験を高められたほか、防災意識の改善についても効果が見られた。 ・防火教室の実施により幼少期の園児及び園児を導く教職員の火災予防啓発に効果が見られた。
38	6	老人顔の家警備業務委託の実施	警備会社と契約し、施設内に警備機器を設置して、有人・無人にかかわらず、火災・ガス漏れ警備を24時間体制で実施した。	地域包括ケア推進課	令和4年5月まで37館、令和4年6月から38館で機械警備を委託。	施設の保全状態の監視・確認を行うことができた。

No.	条	取組事項の名称	取組事項の目的と内容	担当課	令和4年度の実績	取組による効果
39	6	老人憩の家消防用設備保守点検業務委託の実施	業者と契約し、施設内に設置している消防用設備等について、常に正常な状態に維持するため、非常警報設備、誘導灯設備及び消火器の保守点検や主要機器の機能測定など総合的な見地により試験測定作動点検を行った。	地域包括ケア推進課	定期点検を令和4年12月及び令和5年2月に実施。	災害発生時の人命の安全確保及び被害の拡大防止に備えることができた。
40	6	災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定の締結	災害時等に、避難行動要支援者の安全を確保するため、厚木市地域防災計画に定める指定避難場所においての生活が困難と認める避難行動要支援者の受入先として、市内15社会福祉法人と6医療法人との間で受入協定を締結しており、新設の施設に対し、必要な物品の備蓄に関する補助を行い、緊急時の受入体制の整備を図った。	介護福祉課	協定の締結をしている施設と継続して支援をしていただけることを調整した。	災害発生時の避難行動要支援者の安全確保ができた。
41	6	通学路の安全の確保	小・中学校からの要望に基づき、関係課、警察と協議し、通学路の危険箇所等を児童・生徒が安全に登下校できるよう整備について検討した。	学務課	【結果】全要望80件に対し、54件を要望通りに、26件を代替案で対応した。 【施行内容】注意看板の設置、横断歩道の補修、歩道の整備、道路のカラー舗装など	児童・生徒が登下校の際に利用する通学路の安全を図ることができた。
42	6	ケータイSOSネット（メールマガジン）	小・中学校からの情報提供により、犯罪や不審者などの情報を電子メールで携帯電話に発信した。	学務課	・登録者数 8,648人 ・令和4年度配信回数 0回	小・中学校からの情報提供により、不審者等の情報を電子メールで登録者の携帯電話に発信、防犯対策のヒントとなる「防犯一口メモ」を併せて配信し、防犯意識の高揚と防犯ブザー携帯の意識づけ、地域の安心・安全活動の活性化を図ることができた。
43	6	厚木市感染症予防計画の運用	感染症対策を総合的に推進するため、国の感染症法及び神奈川県との予防計画に基づき定めている計画の運用を行った。	健康長寿推進課	ポスター掲出等により、感染症の発生予防及び普及啓発を行い、まん延防止に努めた。	市民に対する感染症の発生予防及び普及啓発に寄与できた。
44	6	厚木市新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に基づき定めている厚木市新型コロナウイルス等対策行動計画の運用	新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に基づき定めている厚木市新型コロナウイルス等対策行動計画の運用を行った。	健康長寿推進課	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、厚木市新型コロナウイルス等対策本部会議（厚木市新型コロナウイルス対策本部会議）を10回開催し、市の対策等を決定・実施した。	市民に対する新型コロナウイルス感染症の感染予防及び普及啓発に寄与できた。
45	6	ひとり暮らし重度障害者等緊急通報システム制度の実施	ひとり暮らし重度障がい者等に携帯用無線発報器等を貸与し、緊急事態にあつては、貸与機器により受託業者に通報する事業を実施した。	障がい福祉課	利用者 6人	常時注意を要する重度障害者に対し緊急通報システムを貸与することにより、緊急事態における臨機な処置が図られた。
46	6	家具転倒防止対策の実施	自ら家具転倒防止対策を実施することが困難な障がい者世帯に対して、家具転倒防止器具等の取付けを実施した。	障がい福祉課	たんす、食器棚等で設置数は1世帯につき最大4台まで器具等を取付け 実施件数 1世帯 4台	重度障がい者の世帯に対し、地震災害に向けた安全性が図られた。
47	6	社会的孤立の防止に係る家庭訪問の実施	重度障がい者で障害福祉サービス等を受けていない家庭を訪問し、サービスの必要性の有無を確認するとともに、緊急時に備えて要援護者登録等を促した。	障がい福祉課	令和4年10月1日時点での重度障がい者（身障手帳1、2級、療育手帳A1、A2、精神手帳1級）を抽出し、そこから障害福祉サービス利用者、障害者医療費助成利用者、要介護認定者等を除いた5世帯に対し家庭訪問を実施した。	必要としているサービスの有無を確認し、緊急時に備えて要援護者登録等を促した。

No.	条	取組事項の名称	取組事項の目的と内容	担当課	令和4年度の実績	取組による効果
48	6	災害用ゼッケンの配布	災害発生時の避難を容易にし、情報伝達が図られるようにするため、障がい者が着用するゼッケンを配布した。	障がい福祉課	配布数 60枚	身体障害者手帳交付時にゼッケンの配布と説明を行うことにより、災害発生時の支援に役立てた。
49	6	聴覚・音声言語障がい者用FAXの設置	災害発生時における消防本部からの情報提供のほか、火災発生時や救急車の要請が必要な緊急時に、聴覚・音声言語障がい者の方からの要請に対応するため、消防本部に専用のファックスを設置した。	障がい福祉課	登録者数 58人	災害時や緊急時における、聴覚・音声言語障がい者への連絡体制の促進を行った。
50	6	救急医療情報セットの配布	障がい者が救急車を要請した際、救急隊員が医療情報を活用することにより、迅速かつ適切に処置を受けることができるよう、かかりつけ医療機関、持病及び薬剤情報等の救急時に必要な情報を管理する「救急医療情報セット」を希望者に無償で配布した。	障がい福祉課	配布セット数 328セット	身体障害者手帳交付時に「救急医療情報セット」を説明することにより、より多くの障がい者へ配布し利用を促進した。
51	6	災害時等における蓄便袋・蓄尿袋の保管	人工肛門、人工膀胱保持者のために、災害時に備えて、各自が所有する蓄便袋、蓄尿袋を公民館で保管した。	障がい福祉課	新規保管者数 3人 保管者数 26人	災害時における、対象者の健康状態悪化に備えることができた。
52	6	各児童館における避難訓練等の実施	災害発生等有事の際に、児童をはじめ児童館利用者を速やかに、且つ安全に避難誘導等が行えるよう、また初期消火的な確かな通報等ができるよう児童館毎に避難訓練・消防訓練を実施する。	青少年課	【実施日】年2回 火災を想定し、関係部署への連絡や初期消火、避難誘導等を行う訓練と、地震・風水害を想定し避難誘導や防災物品の確認をする訓練を行った。	初期消火や避難誘導、防災物品の確認を行うことにより、手順や物品の数量及び使い方の確認ができたとともに、防災に対する意識を高めることができた。
53	6	シティプラザにおける避難訓練等の実施	本課のほかシティプラザに所在する1階店舗、図書館、老人福祉センター寿荘の協力の下、火災発生時の初期消火や、災害時の避難誘導、帰宅困難者一時受け入れのための滞在施設設営訓練を行う。	青少年課	【実施日】年2回 初期消火、避難誘導・情報伝達等を行う訓練と、災害時帰宅困難者の一時滞在施設となるための受け入れ、案内等施設設営の訓練を行った。	災害時における具体的な手順の確認、必要物品等の確認、改善が必要な部分の洗出し等ができた。
54	6	様々なメディアを利用した市内外への情報発信	広報紙を始め、チラシ・ポスター・パンフレットへの掲載、ホームページ、インスタグラム、ツイッター、デジタルサイネージ（あつナビ）で映像を配信、インターネットなどでの配信、テレビやFMラジオ等を通じて、行政情報や市の魅力などを積極的に発信した。	広報課	積極的な情報公開、情報提供を進めるとともに、説明責任を果たす手段として、次の取組を行った。 ・広報あつぎの発行 ・デジタルサイネージ（あつナビ）で映像を配信 ・インターネット動画配信 ・ケーブルテレビでの番組放映 ・インスタグラムやツイッターなどのSNSで情報発信 ・tvkでの放映 ・FMヨコハマでの放送 ・日刊紙に、市政紹介や観光情報などの広告を掲載	市政情報や市民活動に関する情報を広報紙やインスタグラムなどを通じて市民等に分かりやすく提供したことで、施策やイベント、本市の魅力等を広く市民等に周知できた。
55	6	厚木市ホームページの運営	市の様々な行政情報を発信するため、市ホームページを運営した。	広報課	※令和4年度アクセス件数 13,972,397件/年 約38,280件/日	積極的な情報公開、情報提供や説明責任を果たすための方法の一つとして、市ホームページを利用し、様々な情報を発信した。
56	6	環境の概要・環境報告書の作成と公開	環境施策を体系的にまとめた「環境の概要」と「環境基本計画」の進捗状況を報告する「環境報告書」について作成し、広く市民に周知を行った。	環境政策課	9月に「環境の概要」、2月に「環境報告書」を公開した。	環境に係る情報を積極的に公開することで、市民や事業者の環境に対する意識を向上することができる。

No.	条	取組事項の名称	取組事項の目的と内容	担当課	令和4年度の実績	取組による効果
57	6	厚木市版レッドデータ報告書の作成と公開	自然と共生するまちづくりの推進に役立てるため、「厚木市版レッドデータ報告書」を作成し、広く市民に周知を行った。	環境政策課	厚木市レッドデータブックに掲載されている鳥類のうち、生物多様性の指標種となるオオタカ（絶滅危惧Ⅱ類）と絶滅危惧Ⅰ類に位置づけられるコアジサシについて、市域で調査を実施した。また、レッドデータブックの普及啓発のため、令和5年2月に開催したさがみ自然フォーラム（アミューあつぎ）でパネル展示を行った。	厚木市独自のレッドデータブックを作成し、巻末に厚木市産生物目録を掲載することで、市の生物多様性に関する興味の上昇が図られた。
58	6	経営会議議事録（要旨）等の公表	経営会議の議事録（要旨）及び資料を市ホームページ等で公表した。	企画政策課	【公表の方法及び内容】議事録（要旨）及び資料を市ホームページ、市政情報コーナーにおいて、閲覧に供した。 【公表の時期】会議終了後、おおむね2週間以内	本市の最高方針、重要施策等を審議し、政策等の意思決定をする経営会議の議事録（要旨）及び資料を公表し、積極的な情報公開の推進と市民に説明責任を果たすことができた。
59	6	市議会2月定例会議本会議における市長施政方針説明	市議会2月定例会議初日の本会議において、市長が市民及び議会に対して、次年度の市政運営に対する所信と主要な施策について説明した。	企画政策課	市議会2月定例会議初日の本会議において実施した。	市政運営の方針を示すとともに、その取組状況についても明らかにすることで、市民及び議会に対して説明責任を果たすことができた。
60	6	部等長の意気込みの実施及び公表	行政の見える化の推進及び部等長の経営責任の明確化と各部の経営能力の向上を図るため、年度当初に各部等長の意気込みを市ホームページで公表した。	企画政策課	各部等長の「目指すまちの姿」「意気込み」「各部の主要な取組」等を市ホームページで公表した。	市政の具体的な目標や取組を公開することにより、市民に分かりやすい行政運営を推進し、各部等長の経営責任の明確化と各部等の経営能力の向上を図ることができた。
61	6	教育委員会の会議（定例会及び臨時会）の公表	教育委員会の会議（定例会及び臨時会）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条に基づいて実施し、会議を公開するとともに会議結果等を市ホームページ等で公表した。	教育総務課	教育委員会の会議について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条に基づいて実施し、会議を公開するとともに会議結果等を市ホームページ等で公表した。 定例会開催数 12回	会議結果等を公表することにより、情報提供を進めるとともに市民への説明責任を果たすことに寄与した。
62	6	厚木市教育委員会点検評価の公表	教育委員会主要事業の点検及び評価について、学識経験者の知見を活用しながら実施し、報告書の作成及び議会へ提出するとともに市ホームページ等で公表した。	教育総務課	教育委員会の主要な事業(69事業)について、実績などを踏まえて課題等を分析し、今後の事業方針等を自己点検・評価をした。 なお、点検及び評価に当たっては学識経験者等で構成される点検評価委員会を開催し、委員からいただいた意見及び助言を事業の評価へ活用した。また、会議録を市ホームページで公表した。	点検評価報告書を公表することにより、情報提供を進めるとともに市民への説明責任を果たすことができた。
63	6	情報公開・情報提供の制度運用状況の公表	前年度における情報公開・情報提供の運用状況を取りまとめ、情報公開審査会に報告した後に、情報公開条例第30条の規定に基づき、市広報誌及び市ホームページへの掲載、市政情報コーナーにおける閲覧により公表した。	行政総務課	【公表した内容】 1 実施機関別の請求件数 2 公開、一部公開及び非公開等の決定件数 3 不服申立て件数及びその処理件数 4 情報公開請求受付状況一覧 ※ 別紙2「令和4年度情報公開・情報提供制度の運用状況」参照	情報公開制度を適正に運用することができた。
64	6	積極的な情報公開の推進	情報公開条例を適正に運用するため、積極的な情報公開を推進した。 また、「厚木市積極的な情報公開の推進に関する要綱」に基づき、市民の関心が高いと思われる情報について、市民が情報公開条例に基づく公開請求をしなくても、市政に関する情報を実施機関の側から能動的、積極的に公表又は提供をするため、職員への徹底した周知を図るとともに、公表又は提供できる情報を充実した。	行政総務課	【情報提供及び公表したの件数】 条例に基づく公開請求を経ず情報提供した件数 17件	情報公開制度を適正に運用することができた。

No.	条	取組事項の名称	取組事項の目的と内容	担当課	令和4年度の実績	取組による効果
65	6	会議の公開等に関する庁内方針	情報公開条例第26条の規定及び「第2次厚木市行政改革大綱」の趣旨に基づく「会議等の公開に関する指針」を庁内統一の指針とし、審査会等の開催予定を市ホームページ及び市政情報コーナー掲示板で周知するとともに、会議録についても市政情報コーナーに備え置き閲覧に供するほか市ホームページに掲載した。	行政総務課	審査会等の開催予定を市ホームページ及び市政情報コーナー掲示板で周知するとともに、会議録についても市政情報コーナーに備え置き閲覧に供するほか市ホームページに掲載した。また、各実施機関の相談に応じ、説明責任を果たすための取組を推進した。	情報公開制度を適正に運用することができた。
66	6	下水道工事着工に伴う工事通知文による住民周知	下水道工事を着工するに当たり、周辺住民への影響等を考慮して、工事の期間や概要などを通知文により周知した。	下水道施設課	工事に伴う通知文 17件	道路における工事であるため、交通の障害などの地域情報が工事概要で付近住民に周知が図られた。
67	6	公民館だよりの発行、配布	公民館事業、地区の行事のほか、市役所の情報等を地域住民に周知するため、毎月1日と15日に公民館だよりを発行し、自治会加入世帯に配布。また、公民館に関する情報とともに、ホームページへ掲載した。	社会教育課	令和4年度 1回あたりの発行部数 15館合計 70,794枚	広く市民へ情報を提供できた。
68	6	あつぎメールマガジンでの情報提供	市民生活に関連のある情報を各担当課からメールで発信できるようにメールマガジンを運営した。	情報政策課	登録件数 31,101件 4社によるRFPを行い、利用者の登録がしやすくなったりと利便性の高いシステムに入れ替えを行った。	防災・安心安全情報から子育て・生活情報などの身近な話題まで、電子メールを利用してリアルタイムに情報を発信した。
69	6	消防年報の発行	本市の消防防災行政について広く市民や関係者に、職員の配置状況や消防施設の設置状況等を周知するとともに、火災・救急・救助活動の概要などといったデータを掲載することにより、消防施策の展開や業務計画の立案に資する基本資料となるように編さんし、毎年度発行している。なお、併せて本市ホームページ上でも公表している。	消防総務課	厚木市議会議員、厚木市自治会連絡協議会地区会長、厚木市消防審議会委員及び行政関係等へ配布した。また、併せて本市ホームページ上で公表した。	関係各所に配布するとともに、ホームページにて広く市民等に公表することにより、消防行政への理解と、火災予防等の意識向上につなげることができた。
70	6	選挙管理委員会の会議録等の公表	年間を通して開催される定例選挙管理委員会及び臨時選挙管理委員会の会議録を公表する。	選挙管理委員会事務局	令和4年度においては、参議院議員通常選挙、厚木市長選挙及び令和5年4月9日に神奈川県議会議員・神奈川県知事選挙が執行されたため年間24回の委員会が開催された。各回の委員会開催予定及び会議録をホームページに公開した。	会議の内容について、市のホームページで公開し、広く情報提供を行った。
71	6	選挙結果等の公表	選挙執行の際、迅速かつ正確な選挙結果を選挙人に周知する。	選挙管理委員会事務局	次の選挙の投開票速報等結果について、厚木市ホームページ等に掲載した。 ・令和4年7月10日執行 参議院議員通常選挙 ・令和5年2月12日執行 厚木市長選挙	選挙の結果を厚木市ホームページ等に公開することで、選挙人に対し迅速な周知に努めることができた。
72	6	会議録の公表	定例総会会議録の公表	農業委員会事務局	毎月開催される定例総会の会議録を市ホームページで公表した。(年12回)	情報公開をインターネットを利用し行った。
73	6	あつぎ農委だよりの発行	あつぎ農委だよりの発行	農業委員会事務局	年2回(8月1日号、1月1日号)発行し、市ホームページで公表した。	農業委員会の活動・農業に関する情報を提供した。
74	6	審議会等の設置及び運営についての庁内方針	市民参加条例、同施行規則、審議会等の設置及び運営に関する要綱に基づき、審議会等の委員を選任した。また、審議会等の委員の選任区分のうち学識経験者については、選任理由の詳細を公開した。	行政総務課	各審議会の委員の選任状況を取りまとめ、要綱に基づき適正に設置、運営をされていることの確認を行った。また、市ホームページに審議会の一覧を掲載した。	審議会が適正に設置、運営されていることが確認できた。

No.	条	取組事項の名称	取組事項の目的と内容	担当課	令和4年度の実績	取組による効果
75	6	市民参加条例の運用・周知	条例や計画、重要施策等の制定・改廃に際し、市民参加の機会を設け、市民の意見の把握に努めることを目的に、適正な運用を行うとともに、意見に対する見解等を公表した。	市民協働推進課	対象行為 71件 うち手続を実施したもの 30件 手続を実施しないもの 41件	市民参加条例の適切な運用を図ることにより、市民への情報提供と多様な市民参加の機会を設け、市民の意思に基づくまちづくりを推進した。
76	8	健康教育事業の実施	母子保健に関する正しい知識の普及啓発をすることにより、母性、父性及び児の健康の保持増進を図った。	健康づくり課	母子健康教育：183人	母子保健に関する正しい知識の普及を図ることにより、保護者が積極的に育児に取り組めるようになる。
77	8	すくすく応援隊の実施	乳幼児を対象に、個々の発育・発達状況に合わせた栄養相談、歯科相談に応じ、児の健全な発育・発達を促す。 (令和2年度から実施方法を変更)	健康づくり課	すくすく応援隊：530件(相談件数)	児の身体計測や育児・母乳・栄養・歯科相談を受けることにより、児の成長・発達等の確認ができ、保護者が安心して育児に取り組むことができる。
78	8	産婦・新生児訪問事業の実施	産婦・新生児に適切な保健指導を行うことにより、母子健康の向上を図る。 出産後4か月までの産婦と新生児に対し、訪問による計測や保健指導を行った。	健康づくり課	産婦・新生児訪問指導数：2,258件 (訪問指導員及び常勤保健師・会計年度任用職員(助産師・保健師)が実施した件数)	児の成長・発育の確認を行い、必要な育児に関する情報を保護者が得ることにより、安心して育児ができる。もしくは、必要な支援が受けられるようになり良好な母子関係の構築につながる。
79	8	厚木市営水泳プールの開放	厚木市営水泳プールを開放し水に親しむ機会を作った。	スポーツ推進課	厚木市営水泳プール利用者 ・・・ 3,479人	厚木市営水泳プールを開放し水に親しむ機会を作った。
80	8	療育支援事業の実施	発達上何らかの心配のある児童の特性を正しく理解し、生活上の困難さの軽減を図るとともに、適切な福祉や教育につなげる体制づくりをする。	福祉総務課	・初回面接利用者数 299人 ・経過観察(個別・グループ)延べ利用者数 5,009人 ・親子サロン延べ利用者数 2,730人 ・巡回相談件数 151件 ・研修会実施件数 77件	発達上何らかの心配のある児童やその保護者等からの相談を受け、助言、指導及び研修会等を行い、児童の特性や生活上の困難さなどの理解を深め、適切な環境づくりや二次的な障がいへの予防に努めることができた。
81	8	児童発達支援事業の実施	発達に心配や障がいのある児童に個々の発達に合わせた必要な訓練等を行い成長を支援するとともに、地域の障がい児支援の中核となり、療育支援の充実を図る。	福祉総務課	・ひよこ園延べ利用者数 7,570人 ・ひよこ園登録者数 80人	発達に心配のある児童や障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の習得や、集団生活への適応を図ることができた。また、その保護者及び関係機関への適切な療育支援ができた。
82	8	公園緑地維持管理事業の実施	緑あふれ利用者の心が癒される都市公園としての機能を十分に発揮させるため、健全で良好な環境を保持できるよう維持管理を行った。	公園緑地課	水質検査、病害虫防除、剪定等：11件 清掃、除草、施設警備等委託：31件 児童遊園施設管理謝礼：67施設 公園緑地維持管理業務委託：96団体 遊具保守点検業務委託：292箇所	市民に、安全で快適な遊びと憩いの場を提供できた。
83	8	公園緑地維持補修事業の実施	都市公園としての機能を十分に発揮し、公園緑地の良好な環境を保全するため、施設等の修繕、保守点検等の維持補修を行った。	公園緑地課	遊具、施設修繕：80件 施設保守点検業務委託：5件 公園内灯具交換：1公園	市民に、安全で快適な遊びと憩いの場を提供できた。
84	8	運動公園維持管理事業の実施	荻野運動公園が機能を十分に発揮し、市民が安心して利用できるよう維持管理を行う。	公園緑地課	管理運営を指定管理者に委ねた。 清掃、警備及び災害時活用可能常用井戸維持管理を委託した。	市民に、安全で快適な運動、遊び及び憩いの場を提供できた。
85	8	ぼうさいの丘公園維持管理事業の実施	災害発生時に広域的避難の用に供する防災公園の機能を有するとともに、平常時には総合公園の機能を有する施設として、適正な維持管理を行った。	公園緑地課	施設管理運営、施設保守点検、清掃、除草、剪定、夜間警備等を委託した。	防災機能を適切に維持することで、市民の安心安全に寄与するとともに、市民に安全で快適な遊びと憩いの場を提供できた。

No.	条	取組事項の名称	取組事項の目的と内容	担当課	令和4年度の実績	取組による効果
86	8	交通安全教室	交通ルールを守り、交通事故を未然に防ぐことを目的に交通安全教室を開催。 交通安全教室では交通安全に関連した講話や体験学習などを展開し、参加者に交通ルールの理解と事故の恐ろしさを認識してもらった。	交通安全課	開催回数 67回 参加人数 10,703人	園児や小・中学生から高齢者まで幅広い世代を対象に、交通安全に関する講話や実演を行い、交通事故防止の啓発が図られた。
87	8	注意看板の設置	地元自治会等からの要望に基づき、歩行者及び自動車等の運転手に対し交通事故防止の注意喚起を図るため、危険箇所注意看板を設置した。	交通安全課	看板等設置 348基	危険個所に看板を設置することにより歩行者や運転者への注意喚起を図られた。
88	8	厚木市営水泳プール開放に伴う監視業務	市営水泳プールにおいて、安心して安全なプール開放のため、監視業務を行った。	スポーツ推進課	監視業務実施期間 R4.7.21～R4.8.31 開放日数：42日中40日開放	プール監視業務を行い、安心して安全なプール開放を実現した。
89	8	かけこみポイントの運用	子どもたちが、登下校時や遊んでいるときなど、不審者に遭遇し、犯罪に巻き込まれそうになったり、被害を受けた時に、子供たちが助けを求めて、安心してかけこめる「かけこみポイント」の登録を行う。	セーフコミュニティ 暮らし安全課	かけこみポイント登録数 1,839件（令和4年3月31日現在）	子どもたちの安全確保、犯罪者への抑止力の向上が図られた。
90	8	市民安全指導員による市民安全パトロール車での市内巡回の実施	市民の身近で発生している空き巣ねらいやひったくりなどの街頭犯罪の未然防止と犯罪に対する抑止力を高めるため、青色回転灯を搭載した市民安全パトロール車4台（パトちゃん号）による市内巡回パトロールを行う。	セーフコミュニティ 暮らし安全課	市民安全指導員パトロール車によるパトロール回数 1,136回	市民生活の身近で発生している街頭犯罪などの抑止が図られ、市民への安心感を与えた。
91	8	厚木市教育振興基本計画に基づく事業の実施	第2次厚木市教育振興基本計画に位置付けた第1期実施計画（計画期間：令和3～5年度の3年間）に基づき、各種事業を実施した。	教育総務課	厚木市教育委員会の基本理念である未来を担う人づくりを進めるため、3つの基本目標及び8つの基本方針に基づき、第2次厚木市教育振興基本計画の第1期実施計画に位置付けた各種事業を実施した。	各種事業を着実に実施したほか、事業の取組や進捗の状況等を点検評価により把握した。点検評価の結果については市ホームページで公表することにより、情報提供を進めるとともに市民への説明責任を果たすことができた。
92	8	子育て支援センター運営事業の実施	地域の子育て家庭や、これから子育てを始める家庭の保護者や児童に対する支援体制の充実を図るため、子育て支援センターの運営や育児相談、講座開催等子育て家庭に対する総合的な支援を行った。	子育て支援センター	子育て支援センターの運営 開所日数344日、利用者数65,178人、相談件数896件、講座開催46回 移動子育てサロン（35箇所） 実施回数373回（のべ）	子育て世帯が抱える育児に対する不安や疑問をサポートし、情報提供等行うことで、総合的な子育て支援が図られた。
93	8	ファミリー・サポート・センター事業の実施	仕事と家庭の両立支援及び育児環境向上のため、地域において育児の援助を受けたい人を行いいたい人が組織するファミリー・サポート・センターを運営した。	子育て支援センター	会員数(R5.3.31現在) 1,452人 援助活動件数 3,270件	会員相互の援助活動が円滑にできるよう、適切なコーディネートが実施できたことにより、安心して子育てや働くことができる環境を整えることができた。
94	8	ほっとタイムサポーター事業の実施	育児疲労の軽減を図るため、妊娠中や出産後に、育児や家事などを支援するほっとタイムサポーターを派遣し、それに要した費用の1/3を給付した。	子育て支援センター	利用登録者数 97人 利用件数 114件 サポーター 56人	経済的負担などの子育て負担が軽減され、子育て家庭への支援が図られた。

No.	条	取組事項の名称	取組事項の目的と内容	担当課	令和4年度の実績	取組による効果
95	8	育児支援家庭訪問事業の実施	安定した児童の養育を可能とするため、本来、児童の養育について支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭へ保育士の訪問による育児等の支援を実施した。	子育て支援センター	訪問件数10件（家庭数6）	自ら支援を求めていくことが困難な家庭に対する育児不安等について、家庭訪問にて対応し、当該家庭において安定した子育ての養育が図られた。
96	8	こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施	子育て家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境を図るため、生後4か月までの乳児がいる家庭を保育士等が訪問し、親子の心身の状況及び養育環境等の把握を行うとともに、育児に対する様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供を行った。	子育て支援センター	訪問件数175件	乳児のいる家庭を訪問し、育児に関する不安や悩み等の聴取や相談を行うことにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保が図られた。
97	8	子育て支援託児サービス事業の実施	にぎわいあふれるまちづくり及び子育て中の家庭の育児疲れ解消等を図ることを目的に、あつぎ市民交流プラザ託児室での子どもの一時預かり及び市主催事業への派遣託児サービスの実施した。	子育て支援センター	託児室 開所日数364日 預かり児童数2,611人 派遣託児 派遣件数6件 預り児童数15人	アミューあつぎ利用者等が安心して施設利用・買い物等を行うことができ、にぎわいあふれるまちづくり、併せて子育て中の家庭の育児疲れ解消等を図ることができた。
98	8	あつぎ子ども未来プランの推進	「あつぎ子ども未来プラン」に掲載されている個別事業の実施状況を取りまとめ、進捗管理を行った。	こども育成課	厚木市子ども育成推進委員会を3回開催 10月17日 個別事業実施結果について(208事業) 子ども医療費助成制度の見直しについて 12月15日 子ども育成条例の運用状況の点検について 3月23日 子ども・子育て支援事業計画「中間年の見直しについて」 3月23日 子ども医療費助成制度対象児童の年齢の見直しに係るパブリックコメント実施結果について 特定教育・保育施設の利用定員の変更について	事業の実施結果についての意見を参考にし、計画を推進することができた。
99	8	放課後子ども教室推進事業の実施	子どもたちが安心・安全に過ごせる放課後の居場所として「放課後子ども教室」を実施した。	こども育成課	相川小・鳶尾小学校において、通年で教室を実施した。 また、モデル校3校(依知小・小鮎小・毛利台小学校)において、講座を実施した。 通年放課後子ども教室数 2校 延べ参加者 相川小 2,305人、鳶尾小 1,358人 開催日数 相川小 96日、鳶尾小 95日 モデル実施 3校 延べ参加数 依知小 99人、小鮎小 118人、 毛利台小 192人 開催日数 依知小 8日、小鮎小 8日、 毛利台小 8日	児童の放課後対策として、子どもたちが安心・安全に過ごすことができる放課後の居場所づくりができた。
100	8	放課後児童クラブ運営事業の実施	児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業として、市立小学校学区23か所で放課後児童クラブ(23クラブ)を運営した。	こども育成課	クラブ数 23クラブ 定員数 1,579人 入所児童数 1,049人 待機児童数 11人 (令和5年3月現在)	保護者の就労や疾病等で放課後に適切な保育が受けられない児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることができた。
101	8	私立幼稚園幼児教育支援事業補助金(園児健康管理費)の交付	園児の健康保持及び増進を図るため、園児の健康診断等の健康管理事業を実施した私立幼稚園の設置者に対して補助金を交付した。	こども育成課	補助額 @500円×5月1日在園児数 【令和4年度実績】2,454人 1,177,335円	私立幼稚園の負担軽減及び幼児の健康維持が図られた。

No.	条	取組事項の名称	取組事項の目的と内容	担当課	令和4年度の実績	取組による効果
102	8	私立幼稚園幼児教育支援事業補助金（教材費）の交付	私立幼稚園の教育の向上と経費の負担軽減のため、教材の購入に要する費用について、私立幼稚園の設置者に対して補助金を交付した。	こども育成課	補助額 園児割@3,000円×5月1日在園児数 【令和4年度実績】 2,454人 7,362,000円	私立幼稚園の教育の向上と負担軽減が図られた。
103	8	私立幼稚園幼児教育支援事業補助金（特別支援教育費）の交付	幼児教育のより一層の向上を図るため、心身に障がいや有する幼児を就園させ、統合保育を実施する幼稚園設置者に対し、補助金を交付した。	こども育成課	補助額 1園児につき月額15,000円 （神奈川県私立幼稚園特別支援教育費補助金補助対象児童） 1園児につき月額20,000円 （神奈川県私立幼稚園特別支援教育費補助金補助対象外児童） 【令和4年度実績】 184人 60,930,000円	障がい児を受け入れやすくし、統合保育による障がい児教育を積極的かつ継続的に実施することができた。
104	8	私立幼稚園幼児教育支援事業補助金（預かり保育事業費）の交付	地域での子育て支援の向上を図るため、預かり保育を行う私立幼稚園設置者に補助金を交付した。	こども育成課	私立幼稚園が定めている教育時間終了又は長期休業中に保護者の希望により引き続き園児の保育を行う「預かり保育」の実施日数及び預かり人数に応じ補助を行った。 【令和3年度実績】9園 8,930,000円	預かり時間の延長や保育者の増員等の保育環境の充実が図られた。
105	8	認定こども園新制度補助金の交付	認定こども園への移行促進を図るため、市内の認定こども園の設置者に対し補助金を交付した。	こども育成課	認定こども園へ移行してから3年以内の幼稚園の事務費及び保育環境の充実に関わる経費について補助を行った。 【令和4年度実績】7園 27,704,000円	認定こども園への移行促進及び保育環境の充実が図られた。
106	8	幼稚園型一時預かり事業補助金の交付	認定こども園1号認定園児の一時預かり保育を行う私立幼稚園設置者に対し補助金を交付した。	こども育成課	主に園児を対象に、教育時間の前後又は長期休業等に、一時的な保育を行う認定こども園及び給付型幼稚園に補助金を交付した。 【令和3年度実績】19園（市外施設含む） 43,084,080円	預かり保育を実施する園に補助を行うことで、就労等のため、教育時間の前後の預かり保育を利用する保護者の負担軽減及び子育て環境の充実が図られた。
107	8	青少年教育相談事業	児童・生徒とその保護者及び学校や教職員が抱える課題の改善のため、来所相談を始め、相談員の家庭訪問、学校への派遣・配置などによる相談活動を行った。	青少年教育相談センター	青少年心理相談員をはじめとする相談員が、来所、家庭訪問、電話、メール、学校派遣・配置等、様々な相談活動を行った。 ・来所相談 4,125件 ・訪問相談 477件 ・電話相談 661件 ・メール相談 8件 ・同行支援 18件 ・間接的支援 745件 ・小学校スクールカウンセラー相談 3,579件 ・元気アップアシスタント相談 3,341件	各ケースの改善に向けて、小・中学校、関係機関と連携しながら取り組み、きめ細かな相談活動を行うことができた。
108	8	登校支援推進事業	不登校を未然に防ぐため、学校計画訪問や各種会議の開催などに取り組み、学校と連携しながら様々な対策を行った。	青少年教育相談センター	学校教育指導員による学校計画訪問や不登校対策推進連絡会議、不登校対策推進実践連絡会議の開催、課題改善ケース研究会の実施、学校への児童・生徒支援推進アドバイザーの派遣など、様々な形で学校と連携して不登校の未然防止、早期発見・早期対応に努めた。 ・不登校対策推進連絡会議の開催 2回 ・不登校対策推進実践連絡会議の開催 2回 ・学校計画訪問等 371回 ・教育相談コーディネーター連絡会議の開催 3回 ・課題改善ケース研究会の実施 18ケース ・児童・生徒支援推進アドバイザー派遣 30回、招へい6回	市立小・中学校の状況に合わせた不登校対策の推進を通して、不登校の未然防止の重要性や不登校児童・生徒に対する教職員の理解を深めたことで、不登校児童・生徒への支援を充実し、改善に努めることができた。

No.	条	取組事項の名称	取組事項の目的と内容	担当課	令和4年度の実績	取組による効果
109	8	教育支援教室運営事業	不登校児童・生徒が、小集団での学習や体験活動を通して心の安定を図り、自信を取り戻して学校や社会生活に適応していけるようにするため、個に応じた支援や学習指導を行った。	青少年教育相談センター	不登校児童生徒を対象に、小集団での学習活動、小集団活動を中心としたなかま教室と、小集団による体験活動を中心としたなかまルームを通年開設した。 ・なかま教室通室生 13人 ・なかまルーム通室生 11人 ・体験生 41人	対人関係に様々な課題を抱えている不登校児童・生徒に対して、体験活動を多く取り入れた行事やきめ細やかな学習活動、小集団活動などによる適応指導を推進した成果として、部分登校を含め多くの児童・生徒が学校へ登校できるようになった。
110	8	中学校維持管理事業の実施	教育活動の円滑な推進を図るとともに、市立中学校（13校）施設の維持管理に努め、施設の安全性の確保と学校経営の内容を充実し、義務教育の振興を図った。	学務課 教育施設課	・教室用机・椅子等購入 ・廃棄物等委託の実施 ・その他	学校施設の適正な維持管理を行うとともに、教育設備・機器等を整備することにより、教育活動の円滑な運営が図られた。
111	8	児童・生徒の各種健康診断の実施	各種健康診断を実施することで、疾病や異常の早期発見に努め、適切な指導を行うことにより、児童・生徒の健康維持管理を図った。	学務課	学校保健安全法第13条第1項及び同施行規則第6条第1項に基づき各種健康診断を実施した。 (1) 内科健診 (2) 眼科、耳鼻科健診 (3) 視力、聴力検査 (4) 歯科健診 (5) 尿検査 (6) 心臓病検査	各種健康診断を実施することで、疾病や異常の早期発見に努め、適切な指導を行うことにより、児童・生徒の健康維持管理が図られた。
112	8	準要保護児童・生徒への眼鏡等作製費助成の実施	準要保護児童・生徒が、等しく勉学に励むことができるよう、眼鏡等作製費の一部を助成した。	学務課	眼鏡等作製費の一部（上限10,000円）を助成した。 児童：87人 815,920円 生徒：101人 953,045円	準要保護児童・生徒が、等しく勉学に励むことができるよう、眼鏡等作製費の一部を助成した。
113	8	小学校維持補修事業の実施	安全で快適な施設環境の確保を図るため、市立小学校（23校）施設の維持補修を行った。	学務課	・物品修繕の実施	学校施設の維持補修により、安全で快適な教育環境の確保が図られた。
114	8	中学校維持補修事業の実施	安全で快適な施設環境の確保を図るため、市立中学校（13校）施設の維持補修を行った。	学務課	・物品修繕の実施	中学校施設の維持補修により、安全で快適な教育環境の確保が図られた。
115	8	小学校保護者負担軽減事業の実施	保護者の経済的負担の軽減を図るため、図工科、家庭科を中心とした教材等や、クラブ活動に係る消耗品・備品を購入した。	学務課	消耗品、クラブ活動備品等の購入	図工科、家庭科、クラブ活動に必要な消耗品を購入し、保護者の経済的負担を軽減した。
116	8	小学校教育振興事業の実施	学習指導要領に沿った教育課程の実施に必要な教材教具を整備し、教育の機会均等の確保と教育水準の維持向上を図るとともに、特色ある学校運営の研究を推進した。「学校図書館法」第6条に基づき、文部科学省の定める「学校図書館図書標準」を目標値として、学校図書館の整備及び充実を推進した。	学務課	義務教育教材教具等消耗品、教材教具等備品の購入	教材教具消耗品及び備品、学校図書館図書等を購入することにより、教育水準の維持向上を図った。
117	8	小学校特別支援学級設備整備事業の実施	特別支援学級において、障がいに対応した教育を実施するうえで、必要とする消耗品及び備品を購入した。	学務課 教育施設課	・消耗品、備品の購入 ・階段昇降機の点検等の実施	障がいに適応した教材教具を購入することにより、特別支援学級教育の充実を図ることができた。
118	8	小学校理科教育設備等整備事業の実施	理科教育振興法に基づき理科教育の振興を図るため、教育課程の実施に必要な教材教具を整備し、充実した教育環境を創出した。	学務課	理科等少額設備、理科教育等教材教具備品の購入	理科教育振興法に基づき理科教育の整備を推進することで、充実した理科教育の実現を図った。

No.	条	取組事項の名称	取組事項の目的と内容	担当課	令和4年度の実績	取組による効果
119	8	中学校保護者負担軽減事業の実施	保護者の経済的負担の軽減を図るため、音楽科、美術科、技術・家庭科を中心とした教材等や部活動に係る備品を購入した。	学務課	一般教科等消耗品、部活動備品の購入	技術・家庭科、芸術科、部活動に必要な消耗品及び備品を購入し、保護者の経済的負担を軽減した。
120	8	中学校教育振興事業の実施	学習指導要領に沿った教育課程の実施に必要な教材教具を整備し、教育の機会均等の確保とその水準の維持向上を図るとともに、特色ある学校運営の研究を推進した。「学校図書館法」第6条に基づき、文部科学省の定める「学校図書館図書標準」を目標値として、学校図書館図書の蔵書の整備・充実を図った。	学務課	義務教育教材教具等消耗品、教材教具等備品の購入	教材教具消耗品及び備品、学校図書館図書等を購入することにより、教育水準の維持向上を図った。
121	8	中学校特別支援学級設備整備事業の実施	特別支援学級において、障がいに対応した教育を実施するうえで、必要とする消耗品及び備品を購入した。	学務課 教育施設課	・消耗品、備品の購入 ・階段昇降機の点検等の実施	障がいに適応した教材教具を購入することにより、特別支援学級教育の充実を図ることができた。
122	8	中学校理科教育設備等整備事業の実施	理科教育振興法に基づき理科教育の振興を図るため、教育課程の実施に必要な教材教具を整備し、充実した教育環境を創出した。	学務課	理科等少額設備、理科教育等教材教具備品の購入	理科教育振興法に基づき理科教育の整備を推進することで、充実した理科教育の実現を図った。
123	8	小学校冷暖房設備設置事業の実施	児童が快適な教育環境の中で、安心して安全に学校生活を送ることが出来るよう、小学校の特別教室等へ冷暖房設備の設置を行った。	教育施設課	・特別教室等へ冷暖房設備を設置（8校45教室）	特別教室等に冷暖房設備を設置することで、安心・安全で快適な教育環境の確保が図られた。
124	8	小学校校舎・体育館改修事業及び校庭整備事業の実施	厚木市公共施設個別施設計画に基づき、計画的に予防保全工事等を実施し、施設の長寿命化を図るとともに、安全で快適な教育環境の確保を図った。	教育施設課	【設計委託】 ・外壁・屋上改修設計委託（愛甲小学校） ・受変電設備改修設計委託（愛甲小学校ほか1校） ・グラウンド改修測量委託（愛甲小学校） ・グラウンド改修実施設計委託（愛甲小学校） 【改修工事】 ・外壁・屋上改修工事（毛利台小学校） ・受変電設備改修工事（南毛利小学校） ※受変電設備改修工事は、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、受変電設備の納期が長期化し、年度内に工事を完成することが困難であることから、繰越明許設定した上で、工事期限を令和	施設の長寿命化を図るとともに、安全で快適な教育環境の確保が図られた。
125	8	中学校校舎・体育館改修事業及び校庭整備事業の実施	厚木市公共施設個別施設計画に基づき、計画的に予防保全工事等を実施し、施設の長寿命化を図るとともに、安全で快適な教育環境の確保を図った。	教育施設課	【設計委託】 ・外壁・屋上改修設計委託（藤塚中学校） 【改修工事】 ・外壁・屋上改修工事（睦合中学校） ・グラウンド改修工事（厚木中学校） ・受水槽改修工事（小点中学校） ・受変電設備改修工事（厚木中学校） ※受変電設備改修工事は、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、受変電設備の納期が長期化し、年度内に工事を完成することが困難であることから、繰越明許設定した上で、工事期限を令和5年10月末に契約変更した。 ・校舎トイレ改修工事（小点中学校ほか2校） ・校舎トイレ修繕（藤塚中学校） ・テニスコート修繕（睦合中学校） ・グラウンド改修工事（林中学校）	施設の長寿命化を図るとともに、安全で快適な教育環境の確保が図られた。

No.	条	取組事項の名称	取組事項の目的と内容	担当課	令和4年度の実績	取組による効果
126	8	小学校維持管理事業の実施	教育活動の円滑な推進を図るとともに、市立小学校(23校)施設の維持管理に努め、施設の安全性の確保と学校経営の内容を充実し、義務教育の振興を図った。	学務課 教育施設課	・教室用机・椅子等購入 ・廃棄物等委託の実施 ・その他	学校施設の適正な維持管理を行うとともに、教育設備機器等を整備することにより、教育活動の円滑な運営が図られた。
127	8	先生のための寺子屋講座など教職員研修の実施	教職員等の実践意欲や資質の向上を図るため、各種研修講座、教育研究発表会・教育講演会等を行う。これらの研修講座は希望制による参加が中心で平成29年度からは職務に応じて専門性を高めるための指定研修も実施するようになった。希望参加型の研修については、教職員の自主性を引き出し、支援することによって児童・生徒指導の充実や授業力の向上に資することを目的としている。	教育研究所	○「希望参加型研修」 ・寺子屋講座 23講座実施(6~1月) ○「指定研修」 5講座実施(4~2月) ○「初任者研修」 5回実施(4~2月) ○情報教育推進部会 2回実施(6月・1月)	参加者アンケートによる研修講座の満足度及び実用度は次のとおりであり、教職員の実践意欲や資質の向上が図られ、指導力の向上が推進された。 ○希望参加型研修 満足度99.9%、実用度99.2% ○指定研修 満足度98.6%、実用度100.0%
128	8	要保護及び準要保護児童就学援助事業の実施	経済的な理由により就学が困難な児童の保護者に対し、学用品費や学校給食費等の一部を援助した。	学務課	学用品費や学校給食費等の一部を援助した。 支給対象人数:1,818人 支給額:66,074,666円	学用品費や学校給食費等の一部を援助することで、保護者の経済的負担の軽減とともに、児童の教育機会の均等を図ることができた。
129	8	小学校特別支援学級等就学奨励事業の実施	小学校の特別支援学級に在籍、又は通級指導教室に通級する児童等の保護者の経済的負担を軽減するとともに、特別支援教育の普及奨励を図るため、通学費等の一部を援助した。	学務課	通学費、学用品費等の一部を援助した。 支給対象人数:280人 支給額:7,366,232円	通学費等の一部を援助することで、保護者の経済的負担の軽減とともに、特別支援教育の普及奨励を図ることができた。
130	8	要保護及び準要保護生徒就学援助事業の実施	経済的な理由により就学が困難な生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費等の一部を援助した。	学務課	学用品費や学校給食費等の一部を援助した。 支給対象人数:1,021人 支給額:46,089,314円	学用品費や学校給食費等の一部を援助することで、保護者の経済的負担の軽減とともに、生徒の教育機会の均等を図ることができた。
131	8	中学校特別支援学級就学奨励費事業の実施	中学校の特別支援学級に在籍する生徒等の保護者の経済的負担を軽減するとともに、特別支援教育の普及奨励を図るため、通学費等の一部を援助した。	学務課	通学費、学用品費等の一部を援助した。 支給対象人数:111人 支給額:5,559,755円	通学費等の一部を援助することで、保護者の経済的負担の軽減とともに、特別支援教育の普及奨励を図ることができた。
132	8	地域児童クラブ育成支援事業補助金の交付	児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業を実施している民間放課後児童クラブに対し、「厚木市地域児童クラブ設置育成事業補助金交付要綱」に基づき、補助金を交付した。	こども育成課	民間放課後児童クラブ(9団体)に補助金を交付した。	民間放課後児童クラブの支援を行うことで、保護者の就労や疾病等で放課後に適切な保育が受けられない児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図った。
133	8	自転車ヘルメット購入費助成事業の実施	交通事故で負う頭部の怪我から自転車運転者を保護し、また、市民への自転車ヘルメット着用を促すため購入費の一部を助成する。自転車ヘルメット購入費の一部を助成(1,000円)(市内18店舗)	交通安全課	ヘルメット助成個数 1,684個 ・幼児 604個 ・小学生568個 ・中学生87個 ・高校生30個 ・一般 206個 ・高齢者189個	ヘルメットの一部助成を行なうことにより、幼児・児童、中学生及び高齢者の自転車乗車時におけるヘルメット着用等の交通安全に対する啓発を行なうことができた。

No.	条	取組事項の名称	取組事項の目的と内容	担当課	令和4年度の実績	取組による効果
134	8	幼児2人同乗用自転車購入費助成事業の実施	平成21年7月1日神奈川県道路交通法施行細則の改正により、幼児2人同乗用自転車（幼児2人を同乗させる場合の安全性に配慮した自転車）に限り3人乗りで運転することが許可された。市では、自転車利用者の安全を図るとともに子育て支援事業の一環として、平成22年度から幼児2人同乗用自転車を購入した保護者に対し、その費用の一部を助成（上限16,000円）（市内6店舗）	交通安全課	交付実績 6件	一部助成を行うことで、子育て支援及び自転車の安全利用を促した。
135	8	街頭指導活動	青少年相談員や社会教育指導員などが巡回し、青少年非行の早期発見・指導と未然防止に努めた。	青少年教育相談センター	青少年相談員102人や社会教育指導員2人、夜間専門指導員2人が、公園や繁華街等を巡回し、青少年に声かけ指導を行った。 ・実施回数 460回 ・従事者数 1,014人（延べ） ・声かけ指導人数 300人	青少年との関係をつくりながら、根気強く声かけ指導を実施したことで、不良行為を現認するケースが減少し、繰り返す青少年も減少した。
136	8	非行防止・環境浄化活動	青少年健全育成のため、非行防止・環境浄化活動として「心と街のクリーン作戦」や、「愛の一声みちびき運動」などを実施した。	青少年教育相談センター	【飲酒・喫煙・薬物乱用・非行の防止の啓発活動】 ・令和4年9月10日（土）、青少年自らが主体となって、本厚木駅周辺で「心と街のクリーン作戦」を実施した。 参加者71人 ・青少年相談員が、各地区の公民館まつりにおいて「愛の一声みちびき運動」を実施した。 対面実施 5地区、チラシ等の配架7地区	「心と街のクリーン作戦」、「愛の一声みちびき運動」において、飲酒・喫煙・薬物乱用・非行の防止に向けた啓発を行うことができた。
137	8	子育てパスポート事業の実施	市内の商業活性化並びに子育てに関する社会理解及び環境整備の促進を目的に、商店との協働により、子育て世帯が市内店舗の協力で割引や特典などのサービスを受けることができる子育てパスポート事業を実施する。	商業にぎわい課	新規登録会員数：1,243件 新規登録店舗数：8店	市内商業店舗の販売促進及び子育て世帯を支援する仕組み作りが図られた。
138	8	将来の有権者に対する選挙啓発	投票率の低下傾向が続く中、特に若年層の投票率が著しく低下していることから、有権者となる前から政治意識を高めるための啓発を行う。	選挙管理委員会事務局	市内小学校2校、市内中学校5校、市内高校5校に、選挙器材の貸し出しを行った。	実際の選挙で使用する投票箱や記載台を使用して生徒会選挙等を行ってもらうことで、政治・選挙への関心を高めることができた。
139	8	将来の有権者に対する選挙啓発	投票率の低下傾向が続く中、特に若年層の投票率が著しく低下していることから、有権者となる前から政治意識を高めるための啓発を行う。	選挙管理委員会事務局	毎年、小学校5・6年生及び中学生とその保護者等を対象に夏休み期間を利用した国会議事堂（参議院）見学を実施しているが、本年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。	—
140	8	将来の有権者に対する選挙啓発	投票率の低下傾向が続く中、特に若年層の投票率が著しく低下していることから、有権者となる前から政治意識を高めるための啓発を行う。	選挙管理委員会事務局	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出前講座の要望がなかった。	—

No.	条	取組事項の名称	取組事項の目的と内容	担当課	令和4年度の実績	取組による効果
141	8	児童館の運営・維持管理等	子どもたちの居場所である児童館において健全な育成が図られるような事業運営を行うため、各児童館に設置されている運営委員会が計画立案・実施等を行う。 また、子どもたちが安心・快適に過ごすことができるよう、定期点検及び必要な改修を行い、施設・設備等の維持管理を行った。	青少年課	【実施日】通年 【児童館の運営】 各児童館ごとに運営委員会がそれぞれ取組を進めた。 コロナにより利用者数が減少していたが、制限が緩和されてきたことにより、行事等を少しずつ再開して徐々に利用者数が戻ってきた。 【児童館の維持管理等】 施設及び設備等の維持管理については、随時、必要に応じて対応した。	【児童館の運営】 各児童館に設置されている運営委員会が事業の計画立案・実施等を行い、子どもたちの居場所である児童館において健全な育成が図られるような事業運営を行うことができた。 【児童館の維持管理等】 施設・設備等について定期点検及び必要な改修を行い、子どもたちが安心・快適に過ごすことができるよう、児童館の維持管理を行うことができた。
142	12	経営会議議事録(要旨)等の公表	経営会議の議事録(要旨)及び資料を市ホームページ等で公表した。	企画政策課	【公表の方法及び内容】 議事録(要旨)及び資料を市ホームページ、市政情報コーナーにおいて、閲覧に供した。 【公表の時期】 会議終了後、おおむね2週間以内	本市の最高方針、重要施策等を審議し、政策等の意思決定をする経営会議の議事録(要旨)及び資料を公表し、積極的な情報公開の推進と市民に説明責任を果たすことができた。
143	12	部等長の意気込みの実施及び公表	行政の見える化の推進及び部等長の経営責任の明確化と各部の経営能力の向上を図るため、年度当初に各部等長の意気込みを市ホームページで公表した。	企画政策課	各部等長の「目指すまちの姿」「意気込み」「各部の主要な取組」等を市ホームページで公表した。	市政の具体的な目標や取組を公開することにより、市民に分かりやすい行政運営を推進し、各部等長の経営責任の明確化と各部等の経営能力の向上を図ることができた。
144	12	会議の公開等に関する庁内方針	情報公開条例第26条の規定及び「第2次厚木市行政改革大綱」の趣旨に基づく「会議等の公開に関する指針」を庁内統一の指針とし、審査会等の開催予定を市ホームページ及び市政情報コーナー掲示板で周知するとともに、会議録についても市政情報コーナーに備え置き閲覧に供するほか市ホームページに掲載した。	行政総務課	審査会等の開催予定を市ホームページ及び市政情報コーナー掲示板で周知するとともに、会議録についても市政情報コーナーに備え置き閲覧に供するほか市ホームページに掲載した。 また、各実施機関の相談に応じ、説明責任を果たすための取組を推進した。	情報公開制度を適正に運用することができた。
145	12	市議会2月定例会議初日の本会議における市長施政方針説明	市議会2月定例会議初日の本会議において、市長が市民及び議会に対して、次年度の市政運営に対する所信と主要な施策について説明した。	企画政策課	市議会2月定例会議初日の本会議において実施した。	市政運営の方針を示すとともに、その取組状況についても明らかにすることで、市民及び議会に対して説明責任を果たすことができた。
146	13	厚木市職員の公正な職務の執行の確保等に関する条例に基づく取組	倫理・サービスマニュアルの周知、定期点検の実施、副総括倫理管理者会議を開催し、不祥事防止とサービス規律の確保等に取り組んだ。	職員課	グループウェアで綱紀肅正及びサービス規律確保等の通知を定期的に出出するとともに、春と秋に副総括倫理管理者会議を開催。職員にサービス規律の確保を呼び掛けた。また、11月には各部ごとに定期点検を実施した。	内部通報や不当要求はなく、職員の倫理保持及び公正な職務の執行の確保を図ることができた。
147	13	農業委員会の目標と活動の点検・評価並びに活動計画の策定	「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定	農業委員会事務局	5月に策定し、市ホームページで公表した。	「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を作成し、公表することで、農業委員会の適正な事務実施及び農業委員の意識の向上が図られた。
148	13	経営会議議事録(要旨)等の公表	経営会議の議事録(要旨)及び資料を市ホームページ等で公表した。	企画政策課	【公表の方法及び内容】 議事録(要旨)及び資料を市ホームページ、市政情報コーナーにおいて、閲覧に供した。 【公表の時期】 会議終了後、おおむね2週間以内	本市の最高方針、重要施策等を審議し、政策等の意思決定をする経営会議の議事録(要旨)及び資料を公表し、積極的な情報公開の推進と市民に説明責任を果たすことができた。

No.	条	取組事項の名称	取組事項の目的と内容	担当課	令和4年度の実績	取組による効果
149	13	市議会2月定例会議本会議における市長施政方針説明	市議会2月定例会議初日の本会議において、市長が市民及び議会に対して、次年度の市政運営に対する所信と主要な施策について説明した。	企画政策課	市議会2月定例会議初日の本会議において実施した。	市政運営の方針を示すとともに、その取組状況についても明らかにすることで、市民及び議会に対して説明責任を果たすことができた。
150	13	部等長の意気込みの実施及び公表	行政の見える化の推進及び部等長の経営責任の明確化と各部の経営能力の向上を図るため、年度当初に各部等長の意気込みを市ホームページで公表した。	企画政策課	各部等長の「目指すまちの姿」「意気込み」「各部の主要な取組」等を市ホームページで公表した。	市政の具体的な目標や取組を公開することにより、市民に分かりやすい行政運営を推進し、各部等長の経営責任の明確化と各部等の経営能力の向上を図ることができた。
151	13	教育委員会の会議（定例会及び臨時会）の公表	教育委員会の会議（定例会及び臨時会）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条に基づいて実施し、会議を公開するとともに会議結果等を市ホームページ等で公表した。	教育総務課	教育委員会の会議について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条に基づいて実施し、会議を公開するとともに会議結果等を市ホームページ等で公表した。 定例会開催数 12回	会議結果等を公表することにより、情報提供を進めるとともに市民への説明責任を果たすことに寄与した。
152	13	厚木市教育委員会点検評価の公表	教育委員会主要事業の点検及び評価について、学識経験者の知見を活用しながら実施し、報告書の作成及び議会へ提出するとともに市ホームページ等で公表した。	教育総務課	教育委員会の主要な事業(69事業)について、実績などを踏まえて課題等を分析し、今後の事業方針等を自己点検・評価をした。 なお、点検及び評価に当たっては学識経験者等で構成される点検評価委員会を開催し、委員からいただいた意見及び助言を事業の評価へ活用した。 また、会議録を市ホームページで公表した。	点検評価報告書を公表することにより、情報提供を進めるとともに市民への説明責任を果たすことができた。
153	13	選挙管理委員会の会議録等の公表	年間を通して開催される定例選挙管理委員会及び臨時選挙管理委員会の会議録を公表する。	選挙管理委員会事務局	令和4年度においては、参議院議員通常選挙、厚木市長選挙及び令和5年4月9日に神奈川県議会議員・神奈川県知事選挙が執行されたため年間24回の委員会が開催された。各回の委員会開催予定及び会議録をホームページに公開した。	会議の内容について、市のホームページで公開し、広く情報提供を行った。
154	13	選挙結果等の公表	選挙執行の際、迅速かつ正確な選挙結果を選挙人に周知する。	選挙管理委員会事務局	次の選挙の投開票速報等結果について、厚木市ホームページ等に掲載した。 ・令和4年7月10日執行 参議院議員通常選挙 ・令和5年2月12日執行 厚木市長選挙	選挙の結果を厚木市ホームページ等に公開することで、選挙人に対し迅速な周知に努めることができた。
155	13	会議録の公表	定例総会会議録の公表	農業委員会事務局	毎月開催される定例総会の会議録を市ホームページで公表した。(年12回)	農業委員会の活動・農業に関する情報を提供した。
156	13	あつぎ農委だよりの発行	あつぎ農委だよりの発行	農業委員会事務局	年2回(8月1日号、1月1日号)発行し、市ホームページで公表した。	農業委員会の活動・農業に関する情報を提供した。
157	13	庁議の開催	各種庁議を開催し、本市行政の最高方針や重要施策に関することの審議、協議及び伝達等を行った。	企画政策課	1 経営会議(月2回) 2 統括政策調整会議(週1回) 3 各部政策調整会議(随時) 4 部長会議(月1回) 5 行政連絡会議(月1回)の開催	各種庁議を開催することで、本市の行政を円滑かつ能率的に遂行することができた。
158	14	厚木市職員の公正な職務の執行の確保等に関する条例に基づく取組	倫理・サービスマニュアルの周知、定期点検の実施、副総括倫理管理者会議を開催し、不祥事防止と服務規律の確保等に取り組んだ。	職員課	グループウェアで綱紀肅正及び服務規律確保等の通知を定期的に発出するとともに、春と秋に副総括倫理管理者会議を開催。職員に服務規律の確保を呼び掛けた。また、11月には各部ごとに定期点検を実施した。	内部通報や不当要求はなく、職員の倫理保持及び公正な職務の執行の確保を図ることができた。

No.	条	取組事項の名称	取組事項の目的と内容	担当課	令和4年度の実績	取組による効果
159	14	厚木市民実感度調査の実施	第10次厚木市総合計画の基本計画において、施策の達成度を評価する指標として設定している「市民実感度」を把握するため、「厚木市民実感度調査」を実施した。	企画政策課	<ul style="list-style-type: none"> 回収率 45.1% (2,253人) 実感度 (77項目) 平均値 41.0% 行動変容 (27項目) 平均値 62.6% 	調査結果を活用し、本市施策の達成状況を把握した上で、市民ニーズを踏まえて、重点事業を設定するなど、効果的な施策展開を図ることができた。
160	14	部等長の意気込みの実施及び公表	行政の見える化の推進及び各部等長の経営責任の明確化と各部の経営能力の向上を図るため、年度当初に各部等長の意気込みを市ホームページで公表した。	企画政策課	各部等長の「目指すまちの姿」「意気込み」「各部の主要な取組」等を市ホームページで公表した。	市政の具体的な目標や取組を公開することにより、市民に分かりやすい行政運営を推進し、各部等長の経営責任の明確化と各部等の経営能力の向上を図ることができた。
161	14	市民協働研修講座	市民協働の意義や効果を理解することにより、全庁的に市民との協働によるまちづくりを実践するために必要な知識を身に付けることを目的とし、市民協働研修講座を開催した。	市民協働推進課	開催日 令和3年2月8日 受講者数 15人	市民との協働によるまちづくりを実践するために必要な知識を身に付けることができた。
162	14	職員研修の充実及び自己啓発活動への支援	毎年度職員研修計画を策定し、職員が必要な能力を習得できるよう、職員研修の充実を図った。また、職員が自己啓発に努めることができるよう教材を提供するとともに、職員が自主的に研究する「自主研究グループ」に対しては助成交付金を交付した。	職員課	外部研修機関が実施する80講座に職員を派遣した。庁内においては、基本研修（階層別）を20講座、特別研修（危機管理、人権等）を18講座を実施した。また、自主研究グループについては、4グループ27人が活動した。	政策を立案する能力など、職員が様々な業務を遂行するために必要な能力の向上を図った。

厚木市市民参加条例に基づく令和5年度市民参加手続実施予定一覧

No.	対象行為	担当課	審議会	意見 交換会	ワーク ショップ	意向 調査	その他 の手法	パブリック コメント	必要な 手続数
1	厚木市住みよいまちづくり条例の一部改正	都市計画課	R6.3	R5.10				R6.5	パブコメ +2
2	厚木市市税条例の一部改正	資産税課		R5.8		R5.7		R5.9	パブコメ +2
3	厚木市地域福祉計画(第6期)の策定	福祉総務課	R5.4~ R6.3	R5.7				R5.11	パブコメ +2
4	厚木市障がい者福祉計画(厚木市障害福祉計画・厚木市障害児福祉計画)の策定	障がい福祉課	R5.8	R5.8		R4.11~ 12		R5.11	パブコメ +2
5	厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第9期)の策定	介護福祉課	未定	未定		R4.12~ R5.1		R5.12	パブコメ +2
6	「厚木市学校給食施設の整備方針」の改定	学校給食課	R5.6	R5.7				R5.10	パブコメ +2
7	(仮)第2次厚木市自殺対策計画の策定	健康づくり課	R5.9					R5.12	パブコメ +1
8	厚木市環境教育等行動計画の策定	環境政策課	R5.11	R5.8				R5.12	パブコメ +2
9	生物多様性あつぎ戦略の改定	環境政策課	R5.11	R5.8				R5.12	パブコメ +2
10	市立小・中学校の適正規模・適正配置推進計画の策定	教育総務課	R5.9~ R6.9	R6.11				R7.1	パブコメ +1
11	厚木市立三田児童館再整備に係る基本方針の策定	青少年課		R5.10				R5.12	パブコメ +1
12	第4次厚木市子ども読書活動推進計画の策定	中央図書館	R5.3~7		R5.9			R6.1	パブコメ +1
13	厚木市学校給食費に関する条例の一部改正	学校給食課	R5.7			R5.7		R5.9	パブコメ +2
14	厚木市国土強靱化地域計画改定	危機管理課		R6.7		R5.11		R6.9	パブコメ +2
15	(仮称)北部地区公園整備に関する基本計画の策定	公園緑地課	R6.11			R5.10		R7.1	パブコメ +1
16	厚木市開発許可等基準条例の一部改正	開発審査課	R5.10	R5.10				R6.1	パブコメ +2
17	災害危険区域等に存する建築物等に代わる建築物等の基準の制定	開発審査課	R5.10					R5.12	パブコメ のみ

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 危機管理課

対象行為	厚木市国土強靱化地域計画の改定									
概要	厚木市国土強靱化地域計画をより実効性のあるものとするため、令和5年に変更される国土強靱化基本計画及び国や県の国土強靱化に関する動向等を踏まえ見直しを行うとともに、防災・減災施策における民間事業者等の連携等を整理し計画に反映するものです。									
必要とする市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上								
	<input checked="" type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等									
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上								
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等									
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃									
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定									
	<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ								
市民参加手続の実施 (条例第2条)	■実施する	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="874 1234 1098 1288">手法</th> <th data-bbox="1098 1234 1386 1288">実施予定時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="874 1288 1098 1364">意向調査</td> <td data-bbox="1098 1288 1386 1364">令和5年11月頃 対象者:市内民間事業者 対象者数:300団体</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 1364 1098 1440">意見交換会</td> <td data-bbox="1098 1364 1386 1440">令和6年7月頃</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 1440 1098 1503">パブリックコメント</td> <td data-bbox="1098 1440 1386 1503">令和6年9月頃</td> </tr> </tbody> </table>	手法	実施予定時期	意向調査	令和5年11月頃 対象者:市内民間事業者 対象者数:300団体	意見交換会	令和6年7月頃	パブリックコメント	令和6年9月頃
手法	実施予定時期									
意向調査	令和5年11月頃 対象者:市内民間事業者 対象者数:300団体									
意見交換会	令和6年7月頃									
パブリックコメント	令和6年9月頃									
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input type="checkbox"/> 省略する 理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="874 1503 1386 1556">具体的な理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="874 1556 1386 1774"> </td> </tr> </tbody> </table>	具体的な理由							
具体的な理由										

市民参加手続点検表(予定)

⑮

担当課名 公園緑地課

対象行為	(仮称)北部地区公園整備に関する基本計画の策定									
概要	<p>公園の整備においては、東日本大震災等を踏まえ、今後想定される大規模災害等に備えるため、レクリエーション活動、健康運動、文化活動等様々な活動の拠点としての機能だけではなく、防災機能の充実がより一層求められています。</p> <p>現在、市域南部には、防災拠点として既にぼうさいの丘公園が整備されている一方、市域北部には、防災拠点としての公園は整備されていません。</p> <p>こうしたことから、平常時には、レクリエーションの拠点として、また、災害時における指定緊急避難場所等地域の防災拠点となる地区公園を市内北部に整備するため、(仮称)北部地区公園整備に関する基本計画を策定するものです。</p>									
必要とする市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上								
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等									
	<input checked="" type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上								
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等									
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃									
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定									
	<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ								
市民参加手続の実施 (条例第2条)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="517 1294 876 1350">手法</th> <th data-bbox="876 1294 1386 1350">実施予定時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="517 1350 876 1417"> <input checked="" type="checkbox"/> 実施する 意向調査 </td> <td data-bbox="876 1350 1386 1417">令和5年10月頃 無作為抽出による市民 約1500人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 1417 876 1485"> 審議会 </td> <td data-bbox="876 1417 1386 1485">令和6年11月頃</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 1485 876 1563"> パブリックコメント </td> <td data-bbox="876 1485 1386 1563">令和7年1月頃</td> </tr> </tbody> </table>	手法	実施予定時期	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する 意向調査	令和5年10月頃 無作為抽出による市民 約1500人	審議会	令和6年11月頃	パブリックコメント	令和7年1月頃	
手法	実施予定時期									
<input checked="" type="checkbox"/> 実施する 意向調査	令和5年10月頃 無作為抽出による市民 約1500人									
審議会	令和6年11月頃									
パブリックコメント	令和7年1月頃									
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input type="checkbox"/> 省略する 理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由								

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 開発審査課

対象行為	厚木市開発許可等基準条例の一部改正		
概要	都市計画法の改正を受けて、市街化調整区域内の災害ハザードエリアにおける開発許可等の基準を見直すため、厚木市開発許可等基準条例の一部改正を行うものです。		
必要とする市民参加手続の数 (規則第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定	パブコメのみ	
	<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等		
市民参加手続の実施 (条例第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
		審議会	令和5年10月4日 厚木市開発審査会
		意見交換会	令和5年10月27日
		パブリックコメント	令和5年12月1日～令和6年1月4日
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由

市民参加手続点検表(予定)

⑰

担当課名 開発審査課

対象行為	災害危険区域等に存する建築物等に代わる建築物等の基準の制定		
概要	市街化調整区域内の災害レッドゾーンに存する既存建築物を、災害レッドゾーン以外の土地に移転する場合の立地基準が都市計画法の改正により創設されたことを受けて、移転の具体的な要件を定めた「災害危険区域等に存する建築物等に代わる建築物等の基準」の制定を行うものです。		
必要とする市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
市民参加手続の実施 (条例第2条)	■実施する	手法	実施予定時期
		審議会	令和5年10月4日 厚木市開発審査会
		パブリックコメント	令和5年12月1日～令和6年1月4日
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	□省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由

厚木市市民参加条例に基づく令和5年度市民参加手続実施予定一覧(省略)

No.	対象行為	担当課	手続を実施しない理由 (条例第6条第7項)
1	厚木市介護保険条例の一部改正	介護福祉課	(4)事務又は事業の性質
2	厚木市営体育施設条例の一部改正	スポーツ推進課	(4)事務又は事業の性質
3	厚木市営体育施設条例施行規則の一部改正	スポーツ推進課	(4)事務又は事業の性質
4	厚木市の実施機関における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準の策定	行政総務課	(3)法令で実施基準を規定
5	厚木市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正	公平委員会(行政総務課)	(4)事務又は事業の性質
6	まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂	企画政策課	(4)事務又は事業の性質
7	厚木市附属機関の設置に関する条例の一部改正	行政総務課	(4)事務又は事業の性質
8	厚木市財務規則の一部改正	財政課	(4)事務又は事業の性質
9	厚木市市税条例の一部改正	市民税課	(1)軽微なもの (3)法令で実施基準を規定
10	厚木市基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則の一部改正	介護福祉課	(1)軽微なもの
11	厚木市印鑑条例の一部改正	市民課	(4)事務又は事業の性質
12	農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更	農業政策課	(4)事務又は事業の性質
13	厚木市建築関係手数料条例施行規則の一部改正	建築指導課	(1)軽微なもの
14	厚木市土砂等の適正処理に関する条例施行規則の一部改正	まちづくり指導課	(1)軽微なもの
15	厚木市火災予防条例の一部改正	予防課	(3)法令で実施基準を規定
16	厚木市火災予防条例等施行規則の一部改正	予防課	(3)法令で実施基準を規定
17	厚木市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正	教育総務課	(4)事務又は事業の性質
18	厚木市副市長事務分担規則の一部改正	行政総務課	(4)事務又は事業の性質
19	厚木市仮称未来館内装・展示整備業務に係る技術提案書特定委員会規則の制定	青少年課	(4)事務又は事業の性質
20	厚木市本庁舎敷地跡地等活用検討委員会規則の制定	行政経営課	(4)事務又は事業の性質
21	厚木市職員の時差勤務に関する規程の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質

No.	対象行為	担当課	手続を実施しない理由 (条例第6条第7項)
22	厚木市火災予防条例の一部改正	予防課	(3)法令で実施基準を規定
23	厚木市養育医療に関する規則の一部改正	子育て給付課	(1)軽微なもの
24	厚木市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正	教育総務課	(1)軽微なもの
25	厚木市学校運営協議会規則の一部改正	教育総務課	(4)事務又は事業の性質
26	厚木市事務決裁規程の一部改正	行政総務課	(4)事務又は事業の性質
27	厚木市事務分掌規則の一部改正	行政総務課	(4)事務又は事業の性質
28	厚木市定数条例の一部改正	行政総務課	(4)事務又は事業の性質
29	厚木市文化会館改修PFI事業者選定委員会規則の廃止	文化生涯学習課	(4)事務又は事業の性質
30	厚木市立情報プラザ条例施行規則の廃止	情報政策課	(4)事務又は事業の性質
31	厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正	情報政策課	(4)事務又は事業の性質
32	厚木市財務規則の一部改正	情報政策課	(4)事務又は事業の性質
33	厚木市が管理する公共施設に係る厚木市公共施設 予約システムの運用に関する規則の一部改正	情報政策課	(4)事務又は事業の性質
34	厚木市営自転車等駐車場条例の一部改正	交通安全課	(4)事務又は事業の性質
35	厚木市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
36	厚木市国民健康保険条例の一部改正	国保年金課	(3)法令で実施基準を規定

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 交通安全課

対象行為	厚木市営自転車等駐車場条例の一部改正		
概要	土地所有者との協定により設置している本厚木駅高架下旭町自転車駐車場及び本厚木駅高架下泉町自転車駐車場について、土地所有者からの用地返還の申し出に伴い、駐車場を廃止するため、厚木市営自転車等駐車場条例を一部改正するものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
実施する 市民参加手続 (条例第2条)	<input type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input checked="" type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由 土地所有者からの申し出による用地返還に伴う条例の改正であるため。

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 _____ 職員課 _____

対象行為	厚木市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正		
概要	最低賃金額の改定及び児童クラブに勤務する会計年度任用職員の処遇改善措置を講じるため、厚木市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正するものです。		
必要とする市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
市民参加手続の実施 (条例第2条)	<input type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input checked="" type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由 職員の勤務条件について定める規則であり、実施機関が自らの責任と意思で決定すべきものであるため。

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 国保年金課

対象行為	厚木市国民健康保険条例の一部改正		
概要	国民健康保険法等の一部改正に伴い、国民健康保険料について、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割保険料及び所得割保険料を免除する制度が創設されたため、厚木市国民健康保険条例の一部を改正するものです。		
必要とする市民参加手続の数 (規則第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
市民参加手続の実施 (条例第2条)	<input type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input checked="" type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由 法令の改正に伴う条例改正であり、市に裁量の余地がないため。